

定款・規約・諸規程集

編 集

長野県神川沿岸土地改良区

— — — — — 目 次 — — — — —

定款・規約

○長野県神川沿岸土地改良区定款	5
○長野県神川沿岸土地改良区総代選挙規程（定款附属書）	21
○長野県神川沿岸土地改良区役員選任規程（定款附属書）	27
○長野県神川沿岸土地改良区規約	31

監 査

○長野県神川沿岸土地改良区監査細則	45
-------------------------	----

処務・積立金管理規程

○長野県神川沿岸土地改良区他目的使用並びに手数料徴収規程	47
○長野県神川沿岸土地改良区処務規程	55
○長野県神川沿岸土地改良区庶務係処務規程	59
○長野県神川沿岸土地改良区会計係処務規程	61
○長野県神川沿岸土地改良区工事係処務規程	63
○長野県神川沿岸土地改良区委員会処務規程	65
○長野県神川沿岸土地改良区評価委員会処務規程	67
○長野県神川沿岸土地改良区換地委員会処務規程	69
○長野県神川沿岸土地改良区用排水調整委員会処務規程	71
○長野県神川沿岸土地改良区財政調整積立金管理規程	73
○長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程	75
○長野県神川沿岸土地改良区転用決済金積立金管理規程	83
○長野県神川沿岸土地改良区菅平ダム維持管理積立金管理規程	85
○長野県神川沿岸土地改良区頭首工等維持管理積立金管理規程	87
○長野県神川沿岸土地改良区左岸幹線水路 並びに吉田堰施設維持管理費積立金管理規程	89
○長野県神川沿岸土地改良区小水力発電事業積立資産管理規程	91

施設等管理規程

○長野県神川沿岸土地改良区施設管理規程	93
○長野県神川沿岸土地改良区利水調整規程	95
○長野県神川沿岸土地改良区神川左岸幹線用水頭首工管理規程	99
○長野県神川沿岸土地改良区山吹堰頭首工管理規程	103

○長野県神川沿岸土地改良区内ノ原堰頭首工管理規程	107
○長野県神川沿岸土地改良区窪・小西堰頭首工管理規程	111
○長野県神川沿岸土地改良区横尾堰頭首工管理規程	115
○長野県神川沿岸土地改良区吉田堰頭首工管理規程	119
○長野県神川沿岸土地改良区堀越堰頭首工管理規程	123
○長野県神川沿岸土地改良区新屋堰頭首工管理規程	127
○長野県神川沿岸土地改良区林之郷堰頭首工管理規程	131
○長野県神川沿岸土地改良区岩門堰頭首工管理規程	135
○長野県神川沿岸土地改良区大屋堰頭首工管理規程	139
○長野県神川沿岸土地改良区常田堰頭首工管理規程	143
○長野県神川沿岸土地改良区岩下堰頭首工管理規程	147
○長野県神川沿岸土地改良区久保堰頭首工管理規程	151

会 計

○会計細則	155
-------------	-----

個人情報保護規程

○長野県神川沿岸土地改良区個人情報保護に関する規程	171
---------------------------------	-----

給与・服務等規程

○長野県神川沿岸土地改良区役職員給与及び旅費支給規程	183
○長野県神川沿岸土地改良区職員退職給与金積立管理及び給与規程	187
○長野県神川沿岸土地改良区職員の任免、服務並びに就業に関する規程	191

長野県神川沿岸土地改良区定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、長野県神川沿岸土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、長野第106号である。

(地 区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事 業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

一 神川から取水する次の14堰の水路及びこれに伴うかんがい施設の維持管理

久保堰、岩下堰、大屋堰、常田堰、林之郷堰、岩門堰、新屋堰、堀越堰、吉田堰、横尾堰、窪・小西堰、内ノ原堰、山吹堰、左岸幹線水路

二 第一号に掲げる14堰の水路及びこれに伴うかんがい施設の災害復旧事業

三 地区内の区画整理

2 この土地改良区は、前号第1号の事業に附帯して発電事業を行う。

3 この土地改良区は、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業によって造成された施設を管理委託される場合には、これを受託する。

4 この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

5 この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能支払事業に係る活動組織に参画し、保全向上活動を行う。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、上田市真田町長7178番地1 上田市真田

地域自治センター内に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は信濃毎日新聞に掲載するものとする。

第2章 准組合員及び施設管理准組合員

(准組合員等たる資格)

第7条 次に掲げる者は、この土地改良区の准組合員となることができる。

一 この土地改良区の地区内にある土地の所有者であって、組合員でないもの

二 この土地改良区の地区内にある土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であって、組合員でないもの

2 次に掲げる団体その他の者であって、この土地改良区の地区内において土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは、この土地改良区の施設管理准組合員となることができる。

一 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う広域活動組織、活動組織又はこれらの構成員

二 農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工活動、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等の地域貢献活動を行う団体その他の者

(准組合員等の加入)

第8条 この土地改良区の准組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

一 准組合員になろうとする者の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在及びその資格に係る権利の種類

三 准組合員になろうとする者に、法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

四 自ら又は第三者を利用して第11条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約

- 2 前項の場合において、准組合員になろうとする者がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、加入申込書に第37条の書面を添付しなければならない。
- 3 この土地改良区の施設管理准組合員になろうとする団体その他の者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。
 - 一 施設管理准組合員になろうとする個人の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地、その他の者にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）
 - 二 自ら又は第三者を利用して第11条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約
- 4 前項の場合においては、加入申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 個人以外のものにあっては、定款又はこれに代わるべき書類
 - 二 土地改良施設の管理に関連する活動の実績又は計画を記載した書面
- 5 この土地改良区は、第1項又は第3項の加入申込書を受け、これを承諾したときは、書面をもってその旨を申込者に通知し、組合員名簿に記載するものとする。

（資格変動の申出）

- 第9条 准組合員及び施設管理准組合員（以下「准組合員等」という。）は、前条第1項、第3項又は第4項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は准組合員等たる資格を失い、若しくはその資格に変動があったときは、直ちにその旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

（准組合員等の脱退）

- 第10条 准組合員等は、60日前までに、予告して脱退することができる。この場合において、准組合員がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしているときは、第38条の書面を提出しなければならない。

- 2 准組合員等は、次に掲げる事由によって脱退する。
 - 一 准組合員等たる資格の喪失
 - 二 死亡又は解散
 - 三 除名

- 3 この土地改良区は、准組合員が脱退したときは、その旨をその准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の組合員に通知しなければならない。

（准組合員等の除名）

- 第11条 准組合員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決に

よってこれを除名することができる。この場合には、総会の日から10日前までに当該准組合員等に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 賦課金の納入又は土地改良施設の管理への協力その他この土地改良区に対する義務の履行を怠ったとき。

二 この土地改良区の事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用してしたときを含む。以下この項において同じ。）

三 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの土地改良区の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為をしたとき。

四 暴力的な要求行為をしたとき。

五 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。

六 前各号に準ずる行為をしたとき。

2 この土地改良区は、准組合員等の除名を議決したときは、その理由を明らかにして、その旨をその准組合員等に通知しなければならない。

第3章 会 議

（総代会）

第12条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第13条 総代の定数は、81人とする。

（総代の選挙）

第14条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

（総代の任期）

第15条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

（総代の失職）

第16条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第17条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第18条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第19条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第20条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第21条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第22条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(准組合員等の意見の陳述)

第23条 准組合員等は、総代会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

2 前項の規定により、総代会において意見を述べようとする准組合員等は、総代会の会日の14日前までに、当該意見の内容を明らかにして、当該総代会に出席する旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

- 3 この土地改良区は、やむを得ない理由により前項の申出をした准組合員等の一部を総代会に出席させることが困難なときは、これらの准組合員等に対して、書面により意見の提出を求めることができる。

(総 会)

第24条 第18条から前条までの規定は、総会について準用する。

第4章 役 員

(役員の数)

第25条 この土地改良区の役員定数は、理事15人及び監事3人とする。

- 2 前項の理事定数のうち、10人は、組合員であつて耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。
- 3 第1項の理事定数のうち、3人は、組合員でない者とする。
- 4 第1項の監事定数のうち、2人は組合員とし、1人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

(役員選挙)

第26条 役員は、総代が総代会において選任する。

- 2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第27条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第28条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第29条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第30条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第31条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第32条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正法律(平成13年6月6日法律第39号)による経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員となることができる。

第5章 経費の分担

(経費分担の基準)

第33条 第4条第1項第1号及び第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課するものとする。

2 第4条第1項第3号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各區別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

3 前2項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課するものとする。

(分担金)

第34条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営かんがい排水事業「菅平地区」の分担金を負担する。

(賦課徴収の方法)

第35条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の実行)

第36条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は

代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(准組合員による賦課金等の分担の申出)

第37条 准組合員が、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、その組合員の同意を得て、賦課金及び夫役現品の分担方法並びにその分担を開始する時期を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

(賦課金等の分担方法の変更の申出)

第38条 准組合員は、賦課金及び夫役現品の分担方法を変更し、又は分担を終了しようとするときは、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員の同意を得て、変更した分担方法を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

(准組合員による賦課金等の分担)

第39条 准組合員が、第37条の申出をしている場合には、第34条から第36条までの規定により組合員に対して賦課すべき賦課金及び夫役現品は、その申出に係る分担方法に応じて、その組合員及び准組合員に対して賦課する。

(組合員間による賦課金等の分担の申出)

第40条 他の組合員の資格に係る農地につき所有権を有する組合員又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員が、当該他の組合員の同意を得て、当該農地に係る賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、第37条から前条までの規定を準用する。

(特別徴収金)

第41条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第42条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第43条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第44条 第33条、第34条、第39条、第41条又は第42条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫

役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料220円を過怠金として徴収する。

- 2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

(土地改良施設の管理への協力)

第45条 この土地改良区は、第4条第1項第1号の事業に関し、施設管理准組合員に対し、その土地改良施設の維持管理への協力を求めることができる。

- 2 前項の規定による土地改良施設の管理への協力の時期、内容及び方法は、総代会で定める。

第6章 雑 則

(係及び委員会)

第46条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。
- 3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第47条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

- 2 前項の加入金の額は、10aにつき金3,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第48条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第44条の規定を準用する。

(基本財産)

第49条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

- 2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第50条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第51条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

- 2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

(事業年度)

第52条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(顧問)

第53条 この土地改良区に顧問を置くことができる。

- 2 前項の顧問は、理事長経験者等をもってあてゐるものとする。
- 3 顧問は総代会又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、可否の数に加わることができない。

(電磁的方法)

第54条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

- 2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第55条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

- 1 この定款は、昭和41年4月1日から施行するものとし、改正前の定款は廃止する。
- 2 この改正の定款は、昭和41年12月5日から施行する。（改正部・第4条第1項へ7号を加入し第24条第1項2号を加入）
- 3 この改正の定款は、昭和42年4月1日から施行する。（改正部・第4条第1項へ8号を加入し第24条第1項2号、追加）
- 4 この改正の定款は、昭和45年4月1日から施行する。（改正部・第4条第1項へ9号を加入し第24条第1項1号、追加）

- 5 この改正の定款は、昭和46年3月25日から施行する。(改正部・第5条第1項事務所の所在地を変更)
- 6 この改正の定款は、昭和47年4月1日から施行し、次期総代総選挙から適用する。(改正部・第8条各選挙区別定数の変更)
- 7 この改正の定款は、昭和48年4月1日から施行する。(改正部・第4条2項、第5条1項、第25条1項及び2項を改め、第25条3項、4項を加入)
- 8 この改正定款は、昭和60年5月1日から施行する。(改正部・第4条第1項、第9条並びに第24条第2項及び第3項を改める)
- 9 この改正定款は、知事の認可の日、昭和61年10月2日から施行する。(改正部・第4条第1項、第24条第3項を改める)
- 10 この改正定款は、知事の認可の日、平成元年10月31日から施行する。(改正部分・第3条別表、第4条2項、第25条1項及び7～10項)
- 11 この改正定款は、知事の認可の日、平成2年6月26日から施行する。(改正部分、第3条別表、第4条、第25条、第27条の2、第27条の3)
- 12 この改正定款は、知事の認可の日、平成8年9月27日から施行する。(改正部分、第3条別表、第8条、第17条)
- 13 この改正定款は、知事の認可の日、平成9年4月1日から施行する。(改正部分、第4条⑮)
- 14 この改正定款は、知事の認可の日、平成17年9月26日から施行する。(改正部分、第3条別表、第4条、第8条、第14条、第24条、第25条、第28条、第29条)
- 15 この改正定款は、知事の認可の日、平成18年6月19日から施行する。(改正部分、第3条別表、第6条、第8条、第29条、第36条)
- 16 この改正定款は、知事の認可の日、平成20年4月30日から施行する。ただし、第16条第1項、第16条第2項の規定の変更は、現任役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙の時から施行するものとし、それまでは従前の例による。(改正部分、第16条第1項、第16条第2項、第18条、第22条、第22条第2項、第23条、第24条、第24条第2項、第24条第3項、第24条第4項、第29条第1項、第32条、第36条)
- 17 この改正定款は、知事の認可の日、平成21年5月29日から施行する。(改正部分、第4条第1項、第4条第2項、第24条、第25条第1項、第25条第4項)

附 則 (平成24年5月31日長野県指令24農整第13号の6)

- 18 この改正定款は、県知事認可日から施行し、第8条の規定は次の任期満了

による総選挙から適用する。

附 則（平成26年 5 月26日長野県指令26農整第 5 号の 9）

19 この改正定款は、知事の認可の日、平成26年 5 月26日から施行する。

附 則（平成28年 4 月21日長野県指令28農整第13号の 7）

20 この改正定款は、知事の認可の日、平成28年 4 月21日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月20日長野県上田地域振興局指令 2 上田地農整第31号）

21 この改正定款は、知事認可日、令和 2 年 4 月20日から施行し、改正後の定款第14条の規定は任期満了による次の選挙から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月31日長野県上田地域振興局指令 2 上田地農整第378号）

22 この改正定款は、知事の認可の日、令和 3 年 3 月31日から施行する。（改正部分、第 3 条別表）

附 則（令和 6 年 3 月28日長野県上田地域振興局指令 5 上田地農整第381号）

23 この改正定款は、県知事認可日から施行し、改正後の定款第25条の規定は役員の任期満了による次の選任から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月24日長野県上田地域振興局指令 7 上田地農整第404号）

24 この改正定款は、県知事認可日、令和 8 年 3 月24日から施行する。（改正部分、第 1 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第20条、第25条、第44条、第48条、第50条、第54条、新設部分、第51条）

別表（第3条関係）

市区域名	字名等
上田市 (真田町長)	山吹、湯ノ平、上海道、土合、初ノ沢、伯耆、和熊、丸山、中島、内ノ原、細貝、真田、石舟、甲石、山家、十林寺、山崎、雁石、山遠家、四日市、御料、木留場、横尾、蓮台、重附、松葉田、柳又、小西、城
上田市 (真田町傍陽)	岩本
上田市 (真田町本原)	真田町本原（吉田堰以西）
	表木、堰上、山崎、北町上、町下、東出早、町上、南町上、竹室、田中、石田、二ツ石、殿蔵院、北郷沢、南郷沢、上郷沢、御屋敷、中平、芦ノ沢、小玉、戌子原、花水、下塚、西畝、城満
上田市 (上田)	上田
	常入 常入1丁目
	踏入 1、2丁目
	常田 3丁目
	材木町 1、2丁目
	中央東
	中央西 2丁目
	常磐城、常磐城3、4、5、6丁目
	緑が丘 3丁目
上田市 (塩尻)	秋和、立石、小福沢、阿能虫、柳内、町裏、後田、石ノ町、山道、中原、八反田、風呂川、親田、鶴巻、亀田、中ノ町
	上塩尻、越田、関所、山崎、一丁田、六反田
上田市	大屋

(神 川)	岩下
	蒼久保
	国分、国分1丁目
上 田 市 (神 科)	上野（堀越堰以南）及び 弥表視、宮林、塩川原、沢入、樋之沢、上野原、横町、立山、 尼ヶ上、日向、横山、上野、三ッ塚、雨池、下戸畑
	古里
	住吉（堀越堰以南）及び 横山、腰田、大日、権現山、上野、日蔭、堀ノ内、宮平、 東条、土樋、熱泰寺、般若堂、社宮地、向江田、大谿、小谿、 向屋敷、中村、嘗清水、城代屋敷、荻久保、白山、上テ村、 小屋ノ入、砥石、郷ノ田、蔵王、横手、御堂、梨久保、 西上野、大梨久保、桜田
上 田 市 (豊 里)	上田 金井裏、弥吾平、天王前、蟹原、桜林、土樋、蛇沢、 西金井、東金井、中丘、東丘、日蔭田
	芳田（吉田堰及び笠石川以西）、林之郷
	南上ノ原、上ノ原、尾無、雨池
上 田 市 (殿 城)	殿城（吉田堰以西神川左岸まで）、漆戸
	麻蒔、上ノ原、和田、堰添、小玉原、上小玉、上日向
東 御 市 (和)	和、今井、十代、屋敷、治郎渕、堂裏、唐沢、宮西、横堰、 若宮、前田、月夜野、月夜平、臣村、王田、西田、下曾利、 東成沢、西成沢、西曾根、王墳、王三田、上曾利、大川、 中原、上中原、山根、西原、成沢、前原、下平、上ノ山1、 上ノ山、上ノ山2、上ノ山3、山崎、日向、越巻、原田、下 畦、左口、下砂川原、南田、地藏堂、中砂川原、日陰、上砂 川原、堀込、涌井戸、高田、膳棚、薬師堂、松ノ木、中井、 砂川原口、大場様、宮田、大門田、境田、下久保、西山神、 沓形、辻田、矢原田、上日影、城山下、城山、矢立山、萩原、 桃沢、台所林、上矢原田、山ノ神、上社口、入田、諸田、釜 村田、沖田、中通、弁天通、野行田、蛇川原、宮際、井高

	海善寺、浅間田、鍛冶屋、中島、岩西、東裏、四反田、大門田、横道、砂原、東寺坂、中寺坂、西寺坂、立石、正陳場、滋野鎮、下権田、上権田
東 御 市 (田 中)	本海野、大平寺、長縄手
東 御 市 (滋 野)	滋野乙 鞍掛、古戸弥川、原、宮平、利根川
東 御 市 (祢 津)	祢津、京ヶ崎、日影山、東前橋、原、練沢、上金山、立野、耳久保、十二平、大田、大星
	鞍掛、中原、下平、上平、七石、上原、荊田、下原

長野県神川沿岸土地改良区総代選挙規程

(総代の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 未成年者
- 三 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの
(選挙区等)

第2条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

2 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選 挙 区	選 挙 区 域	定 数
第1区	上田市真田町長・傍陽地区	9人
第2区	上田市真田町本原地区	9人
第3区	上田市上田・塩尻地区	8人
第4区	上田市神科地区	13人
第5区	上田市神川地区	8人
第6区	上田市殿城・豊里地区	13人
第7区	東御市和・田中・祢津・滋野地区	21人
合 計		81人

3 選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地(当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地)の所在地による。

(選挙の時期)

第3条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内

に行わなければならない。

(選挙の公告)

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。

- 2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

(投票区等)

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

- 2 投票区ごとに一投票所を置く。
- 3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

(選挙管理者等)

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

- 2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあっては投票区ごと）に指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

- 3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙管理者の職務)

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

(投票管理者の職務)

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

- 3 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票

箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各2人(投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごと(第5条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあつては投票区ごと)に各2人)を指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

- 2 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名(法人にあつては、その名称。以下同じ。)を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

- 2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。
- 3 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1人とする。
- 4 投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。
- 5 午後5時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第14条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

- 2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下同じ。)又は敬称の類

を記入したものは、この限りでない。

- 三 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの
- 四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの
- 五 総代の候補者の氏名を自書しないもの
- 六 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したものの
- 八 当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの
(候補者の立候補等の届出)

第16条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

- 2 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から2日間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。
- 3 総代の候補者を推薦するには組合員3人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 4 この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の3日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第21条第1項の公告を行うものとする。

- 5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第17条第2項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

- 2 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票数がなければならない。

- 2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第19条 総代の候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第21条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第22条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び総代の就任)

第23条 選挙管理者は、第21条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第24条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第24条 法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第18条の例によって当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合（前条の規定により当選人を定めることができることを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

（補欠総代の繰上補充）

第26条 選挙後1年以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第20条から第23条までの規定を準用する。

（補欠選挙）

第27条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができることを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の6分の1未満であるとき（総代の定数が2人以上6人未満である選挙区にあつては、欠員数が1人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

（総選挙）

第28条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

附 則（令和2年4月20日長野県上田地域振興局指令2上田地農整第31号）

1 この規程は、県知事認可日から施行し、任期満了による次の選挙から適用する。

附 則（令和8年3月24日長野県上田地域振興局指令7上田地農整第404号）

2 この改正規程は、県知事認可日、令和8年3月24日から施行する。（改正部分、第1条第1項第3号）

長野県神川沿岸土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、役員 of 被選任権を有しない。

- 一 組合員でない者
 - 二 法人
 - 三 未成年者
 - 四 破産者で復権のできないもの
 - 五 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- 2 組合員でない役員 of 選任については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員 of 被選任権を有しない。

(役員 of 選任)

第2条 役員 of のうち組合員である理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員 of のうちから選任するものとする。

- 2 役員 of のうち組合員でない理事、土地改良法(以下「法」という。)第18条第7項各号に該当する監事(以下「員外監事」という。)は、組合員でない役員 of の候補者 of のうちから、その他の役員と区分して、それぞれ選任する。
- 3 前2項の規定による役員 of の被選任区及びその区域から選任すべき役員 of の定数は、次のとおりとする。

被選任区	被選任区域	定 数		
		理 事 数		監事数
		組合員 (うち耕作者理事)	組合員 以外	
第1被選任区	上田市 真田町	3人 (3人)	1人	1人
第2被選任区	上田市 上田・塩尻 神科・神川 殿城・豊里	7人 (5人)	1人	1人
第3被選任区	東御市 和・田中 祢津・滋野	2人 (2人)	1人	1人

- 4 組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地(当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地)の所在地による。

(選任の時期)

- 第3条 役員の任期満了による選任は、その任期満了の60日前日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選任の議決)

- 第4条 役員は、総代会の議決によって選任する。

(選任の議案)

- 第5条 役員の選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

- 2 理事長は、役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、附属書総代選挙規程第2条第2項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

- 第6条 推薦会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

- 第7条 第4条第1項の議決は、無記名投票で表決をとる。

- 2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

(書面による議決権の行使)

- 第8条 総代は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総代会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

- 2 土地改良区は、前項の請求があつたときには、速やかに投票用紙を交付する。

- 3 総代は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総代会の前日までに土地改良区に提出する。

- 4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総代会までに誠実に保管しなければならない。

- 第9条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

- 2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第10条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員の就任)

第11条 役員の選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない

- 2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第12条若しくは第13条の選任又は法第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員の選任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、公告の時は現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第12条 被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第3項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第13条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数がそれぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が一人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成8年3月26日から施行する。
- 2 この規程は、平成11年3月26日から施行する。(改正部分、第2条1項を改め、3項を改め4項に、3項を加入)
- 3 この改正規程は、平成17年9月26日から施行する。(改正部分、第1条、第2条、第2条の2)
- 4 この改正規程は、平成18年6月19日から施行する。(改正部分、第2条)
- 5 この改正規程は、知事の認可の日、平成20年4月30日から施行する。ただし、現任役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行

するものとし、それまでは、なお従前の例による。

6 この改正規程は、県知事認可日、平成24年5月31日から施行する。

7 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月20日長野県上田地域振興局指令2上田地農整第31号）

8 この改正規程は、県知事認可日から施行し、任期満了による次の役員選任から適用する。

附 則（令和6年3月28日長野県上田地域振興局指令5上田地農整第381号）

9 この改正規程は、県知事認可日から施行し、任期満了による次の選任から適用する。

附 則（令和8年3月24日長野県上田地域振興局指令7上田地農整第404号）

10 この改正規程は、県知事認可日、令和8年3月24日から施行する。（改正部分、第1条第1項第5号、第2条）

長野県神川沿岸土地改良区規約

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会 議

第1節 総代会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終わる。ただし、総代会において特に議決したとき又は議長が必要と認めたときは、時間を伸縮することができる。

(出 席)

第3条 総代は、総代会に出席したときは、総代会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総代会の招集者に提出し、総代会の招集者は、これと引換えに代理証票を交付するものとする。

(開 会)

第4条 総代会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総代会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始に当たり、総代会の承認を得て、議事録記名人2名を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、総代の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 総代は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議 事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明並びにこれに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は議題以外のことにわたってはならない。

3 前2項の規定は、准組合員又は施設管理准組合員(以下「准組合員等」という。)で意見を述べようとする者に準用する。

(動議)

第10条 総代は議事の進行を妨げない限り、他の総代5人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第20条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総代会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総代会にはかつて決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総代会で必要があると認めるときは、総代会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総代会において出席した総代(書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行う者を除く。)のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審議の結果の報告をきいて採決しなければならない。

4 委員会の運営その他必要な事項は、総代会で定める。

(議案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総代会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

- 2 会議中総代が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

(議決事項等の報告)

第15条 総代は、総代会で審議された事項及びその結果について、組合員への周知に努めるものとする。

(総 会)

第16条 第2条から前条までの規定は、総会について準用する。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第17条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役 員

第1節 総 則

(役員の会議)

第18条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第19条 役員に対する報酬、賞与その他の給与は、総代会で定める。

第2節 理 事

(理事会)

第20条 理事会は少なくとも年2回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

- 2 理事会の招集は、理事長が行う。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。
- 4 理事会の場所を定めないときは、理事長は、前項の事項のほか、会議の方法を各理事に通知しなければならない。
- 5 理事会の場所を定めるときは、理事長は、第3項に規定する事項のほか、当

該場所を各理事に通知しなければならない。

6 前項の場合において、理事が会議の場所に存しないで理事会に出席することを認めるときは、理事長は、当該出席の方法を各理事に通知しなければならない。

7 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第21条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

一 定款、規約、管理規程、利水調整規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項

二 総代会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

三 その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

3 理事会は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、会計主任からの報告を受けなければならない。

(理事会の議決方法等)

第22条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第23条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調整しなければならない。

一 開会の日時及び場所（理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事又はその会議の組織員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。）

二 出席した理事及び欠席した理事の氏名

三 議事の要領

四 決議事項及び賛否の数

五 議事録記名人の選任に関する事項

六 その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監 事

(総括監事)

第24条 監事は、総括監事1人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行う。

(監事会)

第25条 監事会は、少なくとも毎事業年度2回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第26条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

一 監査計画に関する事項

二 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

三 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

四 土地改良法第27条(同法第52条第7項において準用する場合も含む。)の規定による会議の招集に関する事項

五 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録(以下「決算関係書類」という。)に係る意見書に関する事項

六 その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第27条 監事会は、2人以上の監事の出席がなければ議事を開くことができない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第23条の規定を準用する。ただし、「2人」とあるのは「1人」と読み替えるものとする。

第4章 業務の執行

(補助機関)

第28条 この土地改良区に次の係及び委員会を置くことができる。

一 庶務係

二 会計係

- 三 工事係
- 四 総務委員会
- 五 事業委員会
- 六 内部統制委員会
- 七 評価委員会
- 八 換地委員会
- 九 用排水調整委員会

2 前項の係及び委員会に関する規程は、総代会で定める。

(会計主任、個人情報保護管理者及び管理者)

第29条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者及び管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。

6 管理者は、施設管理規程の定めるところにより、農業用水路を管理する。

(職員)

第30条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置く。

一 事務職員 3名

二 技術職員 若干名

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第31条 この土地改良区は、総代会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第32条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

一 執務時間

午前8時半より午後5時までとし、正午より1時間は休憩時間とする。

二 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日のほか、12月29日から翌年1月3日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第33条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関

する細則を設けることができる。

第5章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第34条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 収入とは、一会計年度における一切の現金の収納をいい、支出とは、一会計年度における一切の現金の支払いをいう。

3 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第35条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総代会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第36条 一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第37条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総代会の議決を経なければならない。

(収支予算の区分)

第38条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第39条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総代会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第40条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総代会に提出することができる。ただし、総代会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総代会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第41条 会計主任は、理事長の命令がなければ支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出することはできない。

(決算関係書類)

第42条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第43条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第44条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。ただし、理事会の議決により、随時契約によることができる。

(余裕金の運用)

第45条 土地改良区の余裕金は、総代会の議決により確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

一 金融機関への預貯金

二 信託業務を含む銀行又は信託会社への金銭信託

三 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

四 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

五 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第46条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総代会で定めた最高額の範

囲内で一時借入金を借り入れることができる。

- 2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

(財務状況の公表)

第47条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第48条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総代会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第49条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

- 2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(一時利用地の指定及び使用収益の停止の通知等)

第50条 土地改良法第53条の5第1項の規定による一時利用地の指定又は同法第53条の6第1項及び第2項の規定による使用収益の停止は、理事会が換地委員会の意見に基づき行うものとする。

(一時利用地の指定等に伴う補償等)

第51条 土地改良法第53条の8第1項及び第2項の規定による損失に対し、補償する額及び利益に対し徴収する額は、理事会が換地委員会の意見に基づき定めるものとする。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第52条 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画の作成の申出は、理事会が換地委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第53条 換地計画書は、各区ごとに理事会が換地委員会及び評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第54条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積及び定款第33条第2項に規定する土地の地積は、当該土地改良事業に係る計画の概要の公告の日における登記簿地籍によるものとする。

2 従前の土地各筆の評定価額及び換地として定めるべき土地の評定価額は、理事会が評価委員の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第55条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置する。

(基本財産の種類)

第56条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

一 山林、宅地及びその従物

二 基本財産積立金

ア 備荒積立金 災害、凶作等の場合のための積立金

イ 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

三 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第57条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

一 備荒積立金 総代会で定めた額

二 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第58条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第45条第2項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第59条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立の停止)

第60条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総代会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第61条 基本財産は、総代会の議決を経てこれを処分することができる。ただし、備荒積立金にあっては、総代会を招集する暇がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを処分することができる。この場合には、理事長は、

次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産積立金の一時運用)

第62条 理事会は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て、基本財産積立金を第58条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項の規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第63条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第8章 補 則

(電磁的方法)

第64条 定款第54条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

一 電子メールによる方法

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次項第2号において同じ。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

三 WEB会議システムによる方法

2 定款第54条第2項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

一 電子計算機に備えられたファイル

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイル

3 前2項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第65条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第61条第3項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地(地役権者の場合にあつては、当該承役地)に関して組合員である者に対して、当該補償額の金額を求償することができる。

(補 償)

第66条 土地改良法第118条第5項、第119条、第120条及び第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会が評価委員会に諮問して定める。

(施設の破損等の報告)

第67条 組合員及び准組合員等は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、速やかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第68条 この土地改良区の地区内の農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が、3ha未満のときは理事長、3ha以上10ha未満のときは理事会、10ha以上のときは総代会で決する。

2 前項に定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等に関する規定は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規約は、昭和41年4月1日から施行し、改正前の規約は、廃止する。
- 2 この改正規約は、平成元年9月5日から施行する。(改正部分、第30条(1)休日)
- 3 この改正規約は、平成5年3月2日から施行する。(改正部分、第30条(2)休日)
- 4 この改正規約は、平成12年3月24日から施行する。(改正部分、第25条監事会)
- 5 この改正規約は、平成17年9月26日から施行する。(改正部分、第2条、第7条、第8条、第9条、第14条の2、第18条、第21条、第25条、第28条、第30条、第32条、第55条別表)
- 6 この改正規約は、平成18年6月19日から施行する。(改正部分、第55条別表)
- 7 この改正規約は、平成20年4月1日から施行する。(改正部分、第1条、第10条第2項、第11条、第14条の2、第15条、第19条第2号、第21条、第24条第4号、第35条、第38条、第38条第2項、第15条、第53条第2項、第56条、第58条)
- 8 この改正規約は、平成24年5月31日から施行する。
- 9 この改正規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 10 この改正規約は、令和2年4月1日から施行する。
- 11 この改正規約は、令和5年3月7日から施行する。
- 12 この改正規約は、令和7年3月4日から施行する。(改正部分、第21条、第52条、第64条)

- 13 この改正規約は、令和 8 年 3 月 16 日から施行する。(改正部分、第20条、第23条、第64条)

長野県神川沿岸土地改良区監査細則

(趣 旨)

第1条 この土地改良区の業務及び財産状況の監査については、法令、定款及び規約に定めるものの外、この細則の定めるところによる。

(監査の執行)

第2条 監事は、土地改良事業計画及び予算が適正かつ能率的に執行されているかを検討し、土地改良区運営の民主化、能率化に資する趣旨に基づいて監査を執行するものとする。

(業務の分担)

第3条 監事は、協議の上監査の実施について、各監事の分担を定めることができる。ただし、このことにより、各監事の職務上の権限及び責任が変更されることはない。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は毎事業年度2回行うものとする。

3 臨時監査は、次の場合行うものとする。

- 一 監事が必要と認めた場合
- 二 理事長の更迭の場合
- 三 行政庁の指示があった場合

(監査の通知)

第5条 監査を執行する場合は、あらかじめその期日、施行箇所、監査事項等を理事長に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りでない。

(監査補助)

第6条 監事は、理事と協議の上、必要と認める職員等をして、監査に関し監事の補助に当たらせることができる。

(監査資料の提出等)

第7条 監事は、理事に対し諸帳簿、証拠書類、物件、現金及び有価証券の提示その他監査に必要な資料の提出を求め、かつ、必要と認める事項につき理事その他の責任者の立会又は説明を求めることができる。

(監査内容)

第8条 業務状況の監査は、概ね次の事項について実施するものとする。

- 一 法令、定款、規約等と事務の執行との適合状況
- 二 財務計画と予算編成との適合状況
- 三 土地改良事業計画とその執行との適合状況
- 四 予算執行と事業執行との適合状況
- 五 労務の需給及び資材の入手計画と土地改良事業計画との適合状況
- 六 関係諸機関との連絡協議の状況
- 七 その他監査上必要と認める事項

第9条 財産の状況の監査は、概ね次の事項について実施するものとする。

- 一 収入の調定、徴収及び滞納整理の状況
- 二 予備費の充用及び予算流用の適否
- 三 歳計現金、歳計外現金及び預貯金の出納保管に関する状況
- 四 借入金に関する状況
- 五 財産の管理状況
- 六 その他必要と認める事項

(監査簿及び監査報告)

第10条 監事は、別紙様式による監事監査簿を設け、監査のてん末及び監査の結果について記録するものとする。

2 監事は、監査を終了したときは、速やかにその結果を総代会及び理事会に文書により報告し、かつ、意見を述べなければならない。この場合、監事会協議を経るものとする。

3 監事は、前項の規定による意見のうち、必要な処置を求めたものについては、理事にその措置経過の報告を求めるものとする。この場合において、必要と認める事項については、文書による報告を求めるものとする。

(外部への公表)

第11条 監事は、監事会の協議を経た後でなければ、検査の結果を外部に表示しないものとする。

(立会い)

第12条 監事は、関係機関の監査又は検査が実施されるときは、立ち会わなければならない。

付 則 (令和2年3月10日議決)

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 他目的使用並びに手数料徴収規程

第1章 総 則

第1条 定款第4条第4項の規定により、本土地改良区が行う事業の目的を妨げない範囲内で、土地改良区が管理する土地改良施設（以下〔施設〕という。）を他の目的に使用させる場合については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

第2条 この規定において、施設とは、本土地改良区が維持管理する土地改良施設台帳に記載の全施設をいう。

第2章 施設の使用

第3条 前条の施設を使用しようとするときは、下記事項を記載した申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 使用の目的
- (2) 使用場所及び面積並びに図面
- (3) 使用期間
- (4) 使用方法に関する計画書及び図面
- (5) その他必要な事項

第4条 理事長は、前条の申請があつた場合には、現地調査のうえ、当該目的使用が当該土地改良財産の本来の用途または目的を妨げない場合にかぎり、「土地改良財産他目的使用契約書」により承認することができる。ただし電柱等の設置については、承諾書をもってこれに代えることができる。

第5条 施設の使用を承認したときは、当該施設を使用する者（以下〔使用者〕という。）から施設の使用目的等に合わせ別表第1号表により使用料を徴収する。ただし、次の各号に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 国、都道府県又は本土地改良区の所属する地方公共団体において、直接その事業のために使用するとき
- (2) 理事会又は総代会において減免を議決したとき

2 使用者は、前条各号の減免を受けようとするときは、減免申請書を理事長に提出してその承認を受けなければならない。

第6条 施設の利用者は、すべての承認条件を厳守し、土地改良区に対し不利益な行為をしてはならない。不利益な行為及び事業に支障となる場合は、その一

切の責任を負うものとする。

第7条 施設の使用期間は、5年を超えることができない。ただし、使用期間満了後なお継続して使用するときは、期間満了2か月前に継続使用申請書を、第3条の規定により提出し、承認を受けなければならない。継続する期間は、5か年を限度とする。

第8条 使用者が次の各号の一に該当するときは、理事長は、使用者に対し使用の承認を取り消すことがある。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても本土地改良区は、一切その責任を負わない。

- (1) 使用の目的に違背したとき
- (2) 本規定に違背したとき
- (3) 本土地改良区において、直接これを使用する必要が生じたとき
- (4) 本土地改良区の承認を得ないで、使用权を第三者に譲渡し、又は土地改良区に対し不利益な行為があったとき
- (5) 使用条件を守らないとき
- (6) 治水利水上、公害を及ぼし若しくは危険の恐れがあると認めたとき

第9条 本土地改良区が使用者に対し使用の承認を取り消したときは、速やかに原形に復旧して返還するものとする。

第10条 使用者は次の各号に該当する事項が生じたときは、直ちに理事長に届け出、その指示を受けなければならない。

- (1) 使用者の住所氏名等に変更があったとき
- (2) 使用者が死亡したとき
- (3) 使用法人が解散したとき
- (4) 使用者が使用を中止したとき

2 前項第2号及び第3号の届出義務は、相続人又は清算人とする。

第11条 この規定に定めない事項及び使用料は、その都度理事長が調査決定する。

第3章 使用料

第12条 第4条及び第5条により承認したときは、別表第1号表に定める金額を、使用料として毎年度これを徴収する。

第13条 使用料は、次の区分により納付するものとする。

- (1) 使用期間1年以上のものは、その年の4月より翌3月に至る1か年分を毎年7月末日までにこれを前納する。
- (2) 年度途中において承認を受けたものは月割をもって起算し、その承認のあった日の属する月末までに翌3月までの使用料を前納する。

第4章 手数料

第14条 本土地改良区が徴収する手数料は、別段の定めがある場合を除き、この規定による。

第15条 手数料はつぎのとおりとする。

- (1) 本土地改良区の発行する諸種の証明書、 1 件につき 1,100円
- (2) 住宅地造成事業等の認可申請に関する同意書発行に関する手数料、
1 件につき 1,100円
- (3) 農地法施行規則第30条第6号及び第57条の4第2項第3号の規定に基づく各種意見書並びに証明書、 1 件につき 1,100円
- (4) その他必要に応じ、理事会において定める。

第16条 国、都道府県又は本土地改良区区域の所属する地方公共団体が、公共のため、前条に定める証明書等を必要とする場合の前条の手数料は、減免することができる。

第17条 既納の使用料及び手数料は、返還しない。ただし、本土地改良区の必要により使用施設を返還した場合は、既納使用料は月割をもって返還するものとする。

附 則

- 1 この規程は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は令和8年4月1日から施行する。(令和8年3月16日議決)
- 3 この規程施行前に他目的承認を受けたものは、この規程による承認を受けたものとみなす。

別表（第1号表）

区 分	単 位 基 礎 期 間	使用料	備 考
橋梁	1 件 1 か年	場所及び状況に応じ定める	延長・幅員等
管	〃 〃	〃	ガス管・水道管・排水管等
道路	〃 〃	〃	延長・幅員等
公告物	〃 〃	〃	広告面の面積等
建築物	〃 〃	〃	建物の面積等
その他	〃	〃	場所及び状況に応じ他の土地改良施設と比較のうえこれを定める

土地改良財産他目的使用承認申請書

令和 年 月 日

長野県神川沿岸土地改良区理事長 様

申請人
住所

氏名 ㊟

電話番号

貴土地改良区が所有する土地改良財産を下記のとおり使用させてください。

記

1 使用の対象となる土地改良財産

(1) 財産の名称

2 使用する者の住所及び氏名又は名称

3 使用の目的又は用途

4 使用の場所及び面積

5 使用の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

6 使用による当該土地改良区の予定収入

7 他人に使用させる場合にあっては、使用の条件

8 財産の維持管理上の支障の有無

9 関係図書

10 その他必要な事項

〔神川土地改良〕

五〇

土地改良財産他目的使用契約書

長野県神川沿岸土地改良区（以下「甲」という。）と、他目的使用者（以下「乙」という。）は、年月日付、乙より請求のあった甲の管理する土地改良財産（以下「財産」という。）のほか目的使用について、下記のとおり契約を締結する。

記

第1条 甲は、甲が管理する財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、乙に使用させるものとする。

第2条 甲が、乙に使用させる財産は次のものとし、別添図面のとおりとする。

種目	種類	所在	構造及び規模	数量	使用に係る財産の範囲

第3条 甲は前条の財産を次の用途又は目的及び方法により、乙に使用させるものとする。

用途又は目的	使用の方法

（注）使用に係る財産の範囲、使用の方法について必要があるときは、図面に図示すること。

2 乙は、前条の財産を、前項以外の用途又は目的及び方法で使用してはならないものとする。

第4条 使用期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 前項の期間は、更新することができる。ただし、乙は使用期間満了の2か月前までに甲に書面をもって申請するものとする。

第5条 使用料は、1か年 円とし、甲の発行する納入告知書により、乙は指定期日までに納入するものとする。

2 前項の使用料は、使用期間満了前に乙の理由により、この契約を解除しても還付しないものとする。

第6条 乙は、第4条に規定する期間が満了したとき、又は他目的への使用する必要がなくなったときは、すみやかに他目的使用にかかわる財産を原形に復して、甲の検査を受けるものとする。

第7条 乙は、甲の指示により工事に着手し、しゅん工の場合は甲の検査を受けなければならない。

第8条 乙は、甲の管理する土地改良財産に損傷を与え、又は与えるおそれがあるときは、甲の指示において必要な措置をするものとする。

第9条 乙は、工作物を保護し、万一破損したときは直ちに甲に報告し、甲の指示において必要な措置をするものとする。

第10条 甲は、乙がこの契約に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償に対し、乙はその責を負うものとする。

第11条 この契約において定められた事項について疑義が生じたとき、又はこの契約を変更する必要が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長野県神川沿岸土地改良区
理事長

⑨

乙 住所

氏名

⑨

〔神川土地改良〕

五二

許 可 書

住所

氏名

様

令和 年 月 日付で申請のあった
で造成された土地改良財産（
のとおり承認します。

地区 事業
）の他目的使用を次

令和 年 月 日

上田市真田町長7178番地の1

上田市真田地域自治センター 3F

長野県神川沿岸土地改良区

理事長

⑩

1 使用する者

2 使用の用途又は目的

3 使用の場所及び面積

4 使用期間

承認の日（令和 年 月 日）から令和 年 月 日まで
（ 年間）

5 使用の条件

裏面（別紙）のとおり

(別紙)

他目的使用の条件

- 1 他目的使用により、当該管理財産に損傷を与え、又は与える恐れがある場合は、理事長の指示により、当該他目的使用をする者（以下「他目的使用者」という。）の負担において、必要な措置を講ずること。
- 2 将来、管理財産の改修等を実施するときは、他目的使用者は異議を申し立てないこと。この場合において、やむを得ず他目的に係る工作物を撤去しなければならないときは、他目的使用者の負担において撤去すべきこと。
- 3 理事長が管理財産の管理のため必要な指示をしたときは、他目的使用者はその指示に従うこと。
- 4 他目的使用者がこの規則または当該他目的使用に係る契約に違反したときは、理事長はその契約を解除できる。
- 5 他目的使用者は、当該他目的使用を廃止したとき、又はその責めに帰すべき理由により、当該他目的使用に係る契約が解除されたときは、速やかに当該管理財産を現状に復して返還すること。ただし、理事長が現状に復すことが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができること。
- 6 他目的使用者は、当該他目的使用に係る工事を行うときは、理事長の指示するところにより、当該管理財産を補強する工事その他必要な措置を講ずるものとする。

〔神川土地改良〕

長野県神川沿岸土地改良区処務規程

(総 則)

第1条 この土地改良区の業務を適正かつ能率的に遂行するため、法令、定款、規約及び他の規程に定めがあるもののほか、この規程に定めるところにより執行するものとする。

(事務分掌)

第2条 規約第28条第1項に定める係の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 庶務係

- ア 定款、規約その他諸規程の制定・改廃に関する事。
- イ 組合員、総代、役員及び職員に関する事。
- ウ 会議に関する事。
- エ 文書の收受、発送、整理及び保管に関する事。
- オ 公印の保管に関する事。
- カ その他、他の係に属しない事項に関する事。

(2) 会計係

- ア 予算及び決算に関する事。
- イ 収入及び支出に関する事。
- ウ 起債及び借入金に関する事。
- エ 現金、預貯金通帳及び有価証券の保管に関する事。
- オ 物品、不動産その他営造物の管理に関する事。
- カ その他会計に関する事。

(3) 工事係

- ア 土地改良事業計画書に定めた工事に関する事。
- イ 施設の管理に関する事。
- ウ 工事の発注及び監督に関する事。
- エ 事業の報告に関する事。
- オ 事業の計画及び推進に関する事。
- カ その他工事に関する事。

(理事の監督)

第3条 担当理事は、その担当する係の事務を処理し、かつ、監督する。

2 担当理事は、相当する事務を処理するに当たり、軽易な事項については理事長の、その他の事項については理事会の承認を得なければならない。

(委員会)

第4条 規約第28条第1項に定める委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

改良区の業務、運営に係る重要事項について、理事長の諮問に答申する。

(2) 事業委員会

改良区の施設の維持管理及び土地改良事業に係る計画等について、理事長の諮問に答申する。

(3) 内部統制委員会

改良区の健全な業務執行体制の構築のため、役職員のコンプライアンス意識の向上に関すること等について理事会の諮問に答申する。

(4) 評価委員会

土地その他の物件に関する所有権その他の権利の価格の評定について理事会の諮問に答申する。

(5) 換地委員会

一時利用地の指定、その他の換地計画に関することについて、公正かつ適正に実施するための理事会の諮問に答申する。

(6) 用排水調整委員会

用排水の円滑を期すため、取水量等の用排水の調整について、理事会の諮問に答申する。

(理事長の専決)

第5条 定款第29条ただし書及び規約第21条第2項の定めにより、次に掲げる事項は理事長が専決することができる。ただし、異例に属するものはこの限りでない。

(1) 予算に定められた予定価格一件1,000万円未満の工事の入札、契約並びに施行に関すること。ただし、工事の入札は担当理事の立会の下に行うものとする。

(2) 予算に定められた予定価格一件500万円未満の工事用材料及び物品の購入に関すること。

(3) 予定価格一件50万円未満の施設及び物品の修繕に関すること。

(4) 予定価格一件50万円未満の物品の処分に関すること。

(5) 役職員に管外出張を命ずること。

(6) 文書の受理、整理及び保管並びに財産の保全及び金銭の出納保管に関すること。

(7) 規約第30条において定められた職員の任免並びに事務分掌及び職種の決定・変更に関すること。

(8) 定められた限度額以内における借入金に関すること。

(9) 土地改良法、土地改良法施行令、土地改良法施行規則、長野県補助金

交付規則及び長野県土地改良事業補助金交付要綱の規定に基づく申請・届出・通知・報告及び公告に関すること。

- (10) 農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号に基づく農地転用に伴う証明書・意見書の交付及び維持管理計画書に基づく証明書・同意書を交付すること。
- (11) 予算に定められた賦課金及び夫役現品の賦課徴収に関すること。
- (12) 維持管理計画書に定められた施設の維持管理に関すること。
- (13) その他軽易な事項。

2 前条に掲げる事項のほか、特に急施を要するときは、理事長の専決に委ねることができる。ただし、この場合には速やかに理事会に報告し、承認を求めなければならない。

(事務局長の専決)

第6条 理事長の専決に委ねる事項のうち、次に掲げる軽易な事項については、事務能率の向上を図るため、事務局長が専決することができる。

- (1) 職員に、県内並びに上田・東御市内への日帰り出張を命ずること。
- (2) 職員に、時間外勤務及び日宿直勤務を命ずること。
- (3) 規程に定められた休暇の承認並びに職員の遅参、早退及び外出等服務に関すること。
- (4) 事務執行で、定例的かつ軽易なものの企画、調整及び処理に関すること。
- (5) 軽易な通知、照会、依頼その他文書の収発に関すること。
- (6) 農地転用並びに届出について、0.1ヘクタール以下の意見書及び受理証明書の発行又は軽易な各種証明に関すること。
- (7) 各種台帳及び帳簿等の閲覧の許可に関すること。
- (8) 軽易な調査及び検査等に関すること。
- (9) 予定価格一件10万円未満の事務用備品及び消耗品の購入並びに写真、図画等の発注及び燃料の購入に関すること。
- (10) 予算に定められた、定例的な補助金、負担金及び委託金等の申請に関すること。
- (11) 事務及び事業の執行上において、必要が生じた関係者の招致に関すること。
- (12) 日誌及び行事予定に関すること。
- (13) その他理事長が認めた事務執行に関すること。

(理事の代決)

第7条 理事長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位に従って理事が代決する。

2 前項の定めにかかわらず重要又は異例に属すると認められる事務について

は、代決することができない。ただし、あらかじめ指示を受けたもの、又は急を要するものはこの限りでない。

(文書の処理)

第8条 文書の処理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 到着した文書は、件名簿（様式第1号）に記入し、これを処理する。

(2) 発送する文書は、次の例による。

ア 施行文書は特別のものを除き理事長名とし、決裁を経てこれを発送する。

イ 許可等の重要な文書には割印をする。

ウ 発送文書には一事案ごとに番号を付し、件名簿によってこれを整理する。

(3) 完結した文書は、事業年度ごとに編綴し、次の区分により保存する。

ア 永年保存

(ア) 定款、土地改良事業計画書、規約及び諸規程類

(イ) 総代会及び役員会の関係書類

(ウ) 許認可に関する書類

(エ) 人事に関する書類

(オ) 組合員の資格及び権利義務に関する書類

(カ) 土地原簿及び組合員名簿

(キ) 収支予算書及び決算書

(ク) 不動産、備品及び施設に関する台帳

(ケ) その他重要と認められる書類

イ 10年保存

(ア) 会計関係の諸帳簿及び諸証票

(イ) 各種事業関係書類

(ウ) その他比較的重要と認められる書類

ウ 3年保存

ア及びイに掲げる以外の文書

(公 印)

第9条 公印は、次のとおりとする。

(1) 長野県神川沿岸土地改良区理事長の印 方18ミリメートル

2 公印の保管は、事務局長が保管しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から適用する。

2 この規程は、令和5年3月7日から適用する。

長野県神川沿岸土地改良区庶務係処務規程

第1条 庶務係の職務は、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 庶務係は、理事の互選した者が当たる。

第3条 庶務係の任期は、4年とする。ただし、再選を妨げない。

2 庶務係は、その任期が満了しても後任の庶務係が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 庶務係は、土地改良区の運営を適正かつ能率的にするために次の事務を担当する。

- (1) 文書の調整、整理、保管及び往復に関すること。
- (2) 役員、総代及び職員に関すること。
- (3) 会議に関すること。
- (4) 財産の管理に関すること。
- (5) 印鑑の保管に関すること。
- (6) その他、他の係に属しない事務

第5条 庶務係は、その責任に属する事務について自ら事務を執らないことを理由として、その責を免れることはできない。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から適用する。

長野県神川沿岸土地改良区会計係処務規程

第1条 会計係の職務は、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 会計係は、理事の互選した者が当たる。

第3条 会計係の任期は、4年とする。ただし、再選を妨げない。

2 会計係は、その任期が満了しても、後任の係が就任するまでは、なおその職務を行う。

第4条 会計係は、土地改良区の運営を適正かつ能率的にするために次の事務を担当する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 金銭及び物品の出納に関すること。
- (3) 起債及び借入金に関すること。
- (4) 財産の事務的管理に関すること。
- (5) その他会計に関すること。

第5条 会計係は、その責任に属する出納会計について自ら事務を執らないことを理由としてその責を免れることはできない。

第6条 会計係の更迭があつたときは、前任者は、直ちに現金書類、帳簿を後任者に引継ぎ、後任者からその旨理事長に報告しなければならない。

2 前項の引継ぎに際し、理事長は、職員をしてこれに立会わせることができる。

第7条 会計係が、死亡その他の事故により自ら引継ぎをすることができないときは、理事長は、他の職員に命じて前条の引継ぎをさせなければならない。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から適用する。

長野県神川沿岸土地改良区工事係処務規程

第1条 工事係の職務は、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 工事係は、理事の互選した者が当たる。

第3条 工事係の任期は、4年とする。ただし、再選を妨げない。

2 工事係は、その任期が満了しても後任の工事係が就任するまでの間、なおその職務を行う。

第4条 工事係は、土地改良区の運営を適正かつ能率的にするため、次の事務を担当する。

- (1) 事業計画書に定めた事業に関すること。
- (2) 施設の管理に関すること。
- (3) 工事の監督に関すること。
- (4) 工事の請負に関すること。
- (5) 工事用材料の保管、受払に関すること。
- (6) 事務報告に関すること。
- (7) その他

第5条 工事係は、その責任の属する事務について自ら事務を執らないことを理由として、その責をのがれることはできない。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から適用する。

長野県神川沿岸土地改良区委員会処務規程

第1条 この土地改良区が理事会の補助機関として設置する各委員会の職務の執行については、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 評価委員会は、委員8人をもってこれを組織する。

2 評価委員会は、損失補償、一時利用地の指定、換地計画等を公正に且つ適切に実施するため、土地その他の物件に関する所有権その他の権利の価格の評価について理事会の諮問に答申する。

第3条 換地委員会は、委員8人をもって組織する。

2 換地委員会は、一時利用地の指定、換地計画等を公正且つ適切に実施するため、次の事項について理事会の諮問に答申する。

- (1) 一時利用土地及びその使用開始日の指定に関する事。
- (2) 一時利用土地の指定による収益額の徴収及び補償に関する事。
- (3) 換地計画に関する事。
- (4) その他の事項

第4条 用排水調整委員会は、委員8人をもって組織する

2 用排水調整委員会は、用排水の円滑を期するため、次の事項について理事会の諮問に答申する。

- (1) 取水量に関する事。
- (2) 用排水の調整に関する事。
- (3) その他の事項

第5条 各委員会において、委員の1人は、理事会で選挙した理事がこれにあたるものとし、これを委員長とする。

2 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第6条 委員長以外の委員は、理事会が決定する。

2 前項の委員の任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。

3 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間、なおその職務を行う。

第7条 各委員会は、理事長の請求により、委員長が招集する。ただし、委任された事項又は緊急を要する事項については、委員長は、理事長の請求をまたずに委員会を招集することができる。

2 委員長が委員会を招集するときは、あらかじめ理事長にその旨を通知しな

ければならない。

第8条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

第9条 理事及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じ、理事、職員その他の者の出席を求め、意見を徴することができる。

第10条 委員長は、委員会において決定した事項を直ちに理事長に報告しなければならない。

第11条 委員長は、委員会で定める事項のほか、軽易な事務を専決処理することができる。

第12条 委員には、旅費、日当その他給与を支給する。

第13条 委員会の職務執行の細則は、理事会で定める。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から適用する。

長野県神川沿岸土地改良区評価委員会処務規程

第1条 評価委員会(以下「委員会」という。)の職務は、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員のうち1人は、理事の互選したものが委員会担当の理事として加入する。

3 前項の委員は、この規程において委員長という。

4 他の委員には、理事会が組合員のうちから選任したものがこれに当たる。

第3条 委員の任期は、4年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 委員会は、理事長がこれを招集する。ただし、委任された事項についての招集は、委員長が行う。

2 委員長が委員会を招集するときは、あらかじめ、理事長に通知しなければならない。

第5条 委員会の議長には、委員長がこれに当たる。

第6条 委員会は、損失補償、一時利用地並びに換地計画等の適正かつ能率的に計画実施するため次の事項について、理事会の諮問に答申し、又は委任された事項を議決して理事会に報告するものとする。

(1) 土地(従前の土地、換地)価額及び賃貸料評定に関すること。

(2) 物件(建物、立木、その他)価額及び賃貸料評定に関すること。

(3) 所有権以外の権利価額の評定に関すること。

(4) その他

第7条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 議長は、委員として委員会の決議に加わる権利を有しない。

第8条 理事長、副理事長及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じ、職員その他の者の出席を求め意見を徴することができる。

第9条 委員には、費用弁償を支給することができる。

第10条 委員長は、委員会で定める事項のほか、常例に属する軽易な事項を専

決処理することができる。

第11条 委員は、職務のために出張し、又は職務以外において長期にわたり旅行するときは、委員長にその旨を通知しなければならない。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から適用する。

長野県神川沿岸土地改良区換地委員会処務規程

第1条 換地委員会(以下「委員会」という。)の職務は、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員のうち1人は、理事の互選した者が委員会担当理事として加入する。

3 前項の委員は、この規程において委員長という。

4 他の委員には、理事会が組合員のうちから選任したものがこれに当たる。

第3条 委員の任期は、4年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 委員会は、理事長がこれを招集する。ただし、委任された事項についての招集は、委員長が行う。

2 委員長が委員会を招集するときは、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

第5条 委員会の議長には委員長がこれに当たる。

第6条 委員会は、一時利用地及び換地計画等適正かつ能率的に計画実施するため、次の事項について理事会の諮問に答申し、又は委任された事項を議決して理事会に報告するものとする。

(1) 一時利用地指定案及びその利用開始日の指定案に達すること。

(2) 一時利用地の指定による収益差額の徴収及び補償案に関すること。

(3) 換地計画案に関すること。

(4) その他

第7条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 議長は、委員として委員会の決議に加わる権利を有しない。

第8条 理事長、副理事長及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じ、職員その他の者の出席を求めて意見を徴することができる。

第9条 委員には、費用弁償を支給することができる。

第10条 委員長は、委員会で定める事項のほか、常例に属する軽易な事項を専決処理することができる。

第11条 委員は、職務のために出張し、又は職務以外において長期にわたり旅行するときは、委員長にその旨通知しなければならない。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から適用する。

長野県神川沿岸土地改良区用排水調整委員会処務規程

- 第1条 用排水調整委員会(以下「委員会」という。)の職務は、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 委員会は、委員8人をもって組織する。
- 2 前項の委員は、理事会において選任する。ただし、うち若干人は理事とする。
- 3 委員長は、委員会において委員となった理事のうちから互選する。
- 第3条 委員の任期は、4年とする。ただし、再選を妨げない。
- 2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
- 第4条 委員会は、理事長がこれを招集する。ただし、委任された事項についての招集は、委員長が行う。
- 2 委員長が委員会を招集するときは、あらかじめ理事長に通知しなければならない。
- 第5条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 第6条 委員会は、用水の引用配分を適正にし、かんがいの効用を全うするとともに、排水の円滑を期するため、次の事項について理事会の諮問に答申し、又は委任された事項を議決して、理事会に報告するものとする。
- (1) 取水量に関すること。
- (2) 用水排水の調整に関すること。
- (3) その他
- 第7条 委員の議事は、委員の過半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 議長は、委員として委員会の決議に加わる権利を有しない。
- 第8条 理事長、副理事長及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 2 委員会は必要に応じ、職員その他の者の出席を求めて意見を徴することができる。
- 第9条 委員には、費用弁償を支給することができる。
- 第10条 委員長は、委員会の定める事項のほか、常例に属する軽易な事項を専決処理することができる。
- 第11条 委員は、職務のために出張し、又は職務以外において長期にわたり旅

行するときは、委員長にその旨通知しなければならない。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から適用する。

長野県神川沿岸土地改良区財政調整積立金管理規程

(目 的)

第1条 本土地改良区は、財政の健全な運営に資するため、財政調整積立金（以下「積立金」という。）を設ける。

(管 理)

第2条 積立金の管理及び運用の責任者は、理事長とする。

2 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

(積立方法)

第3条 積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、収支予算において定める額とする。

- 一 転用決済金積立金
- 二 毎年度の剰余金
- 三 小水力発電事業特別会計からの繰入金

(運用益金の処理)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、収支予算に計上して、この積立金に編入するものとする。

(取崩方法)

第5条 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを取り崩すことができる。

- 一 理事長が、年度間の財政調整のため必要と認めるとき。
- 二 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- 三 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- 四 緊急に実施することが必要となった大規模な修繕、その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(会 計)

第6条 積立金は、貸借対照表の資産の部の（款）特定資産、（項）財政調整積立資産の名称を付して計上するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細 則)

第8条 この規程に定めるほか、積立金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程

(適用)

第1条 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等については、法令、定款及び規約に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(農地転用等の通知)

第2条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第4条第1項本文若しくは同法第5条第1項本文の規定による許可（以下「転用許可」という。）の申請又は同法第4条第1項第8号若しくは同法第5条第1項第7号の規定による届出（以下「転用届出」という。）が行われる場合には、当該土地に係る組合員（以下「転用組合員」という。）は、あらかじめ、転用組合員以外の当事者（以下「転用関係者」という。）と連署し別記様式（第1号）により、転用許可の申請又は転用届出をする旨の通知及び意見書の交付願と同時に別記様式（第1-2号）の決済金予納願を土地改良区に提出しなければならない。

(措置)

第3条 この土地改良区は、前条の通知があったときは、すみやかに、その転用により土地改良区の事業が受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、転用組合員又は転用関係者に対し、次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。
- (2) 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

(意見書の交付等)

第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあったときは、当該通知のあった日から30日以内に、別記様式（第2号）により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

(地区除外の申請)

第5条 転用組合員は、第2条の通知に係る土地につきこれを転用するときは、あらかじめ別記様式(第3号)により土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

(決 済)

第6条 この土地改良区は、前条の規定により地区除外の申請のあったときは、除外すべき土地に係る決済金の額を別記算定基準により確定し、速やかに、その決済をするものとする。

2 前項の決済金の徴収方法は、賦課金の例による。

(会 計)

第7条 前条の決済金は、一般会計で処理する。

(準 用)

第8条 この規定は、農地法に基づく許可または届出を要しない転用及び転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。ただし、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

附 則

1 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年3月7日議決)

(様式第1号)

担当総代	令和 年 月 日
氏 名	⑩

農地転用等の通知及び意見書の交付願

このたび下記の土地につき、農地法第 条の規定による許可を申請したいので、長野県神川沿岸土地改良区除外等処理規程第2条の規定に基づき通知します。

なお、同規程第3条の下記協議事項は遵守することを確約致します。また第6条の決済金は、貴改良区所定の方法により納付しますので、当該申請書に添付すべき意見書を交付して下さい。

令和 年 月 日

(自治会・区)

転用組合員 住 所

氏 名 ⑩

転用関係者 住 所

氏 名 ⑩

住 所

氏 名 ⑩

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市 邦夫 様

記

1. 土地の表示

市	地区名	字	地番	地目	地 積 m ²	転用面積 m ²	転用目的	転用予定日	摘 要
合計									

2. 協議事項 (規程第3条)

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- (2) 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

3. 添付書類 公図の写し・登記簿謄本の写し・案内図

4. 農業振興地域に係る除外等の確認

地 域	除 外	確 認 年 月 日	確 認 機 関 等
内・外	済・未	令和 年 月 日	

(注) 土地が小作地である場合は、土地所有者も転用関係者として連署すること。

申請代理人

住所・氏名 ⑩

(様式第1-2号)

決 済 金 予 納 願

貴土地改良区の地区内にある農地を ため、土地改良法第42条により事業費に対する負担分を一時決済いたしたく、下記のとおり現金をもって予納します。

令和 年 月 日

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫 様

転用組合員 住 所

氏 名

⑩

転用関係者 住 所

氏 名

⑩

住 所

氏 名

⑩

記

金 _____ 円也

但し、農地転用面積 _____ m²に対する負担金相当額

(1m²あたり 円)

〔神川土地改良〕

七八

(様式第2号)

意見書

○神土改第○○号
令和 年 月 日

転用組合員 様

転用関係者 様

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 ○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付けの農地法第 条の許可申請については差し支えありません。

なお、長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程第3条の規定による協議事項は、
下記のとおりですので遵守してください。

1 土地の明細

市	地区名	字	地番	地目	地積㎡	転用面積㎡	転用目的	転用予定日	摘要

2 遵守事項

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること
- (2) 転用組合員又は、転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について、必要な措置をとること。

(様式第3号)

地 区 除 外 申 請 書

下記の土地について、長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程により地区除外の申請をします。同規程第3条の下記協議事項は遵守することを確約いたします。

なお、6条の決済金は貴改良区所定の方法により納入します。

令和 年 月 日

(自治会・区名)

組合員 住 所

氏 名 ⑩

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 様

1. 土地の表示

市	地区名	字	地 番	地 目	地 積 m ²	除外面積 m ²	摘 要

2. 理由

3. 協議事項(規程第3条)

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。
- (2) 転用組合員又は転用関係者の責めに帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

〔神川土地改良〕

八〇

[別記]

決済金算定基準

1 決済金の額

決済金の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額2の(1)列記の各負担相当額（決済年度の翌年度以降の負担相当額については、償還金および年賦支払金を除き、決済時点における現価）の合計額と土地改良区が支払うべき金銭の額との差額とする。

2 決済の範囲

(1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

ア 賦課金等

(ア) 未納入賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額

(イ) 農地転用賦課金

農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加（補助金の返還により生ずるもの）に伴う賦課金

イ 償還金および年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金（利息を除く。）および土地改良区が負担する国営土地改良事業（決済年度の前年度以前に完了したものに限る。）の負担金に係る年賦支払金（利息を除く。）で決済年度の翌年度以降のものにつき定款に定めるところにより算定する当該土地の負担相当額

ウ 土地改良区営土地改良事業に係る事業費

(ア) 維持管理事業以外の事業費に係るもの

決済時点において土地改良区が行なう土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち決済年度の翌年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(イ) 維持管理事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行なう土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度の翌年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

エ 国営または都道府県営土地改良事業に係る負担金または分担金

(ア) 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において国または都道府県が行なう土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担または分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、土地改良区が負担または分担すべき額のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(イ) 維持管理事業に係るもの

決済時点において国または都道府県が行なう土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担または分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、土地改良区が負担または分担すべき額のうち、当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして、定款、規約、規程または総代会の議決により定められた金銭の額のうち当該土地に係るもの

3 その他

決済年度の翌年度以降の負担額の決済時点における現価は、法定利率により算定する。

長野県神川沿岸土地改良区転用決済金積立金管理規程

(適用)

第1条 「地区除外等処理規程」(以下「処理規程」という。)第6条の規定により決済された決済金の管理は、この規程の定めるところによる。

(管理)

第2条 決済金は、処理規程に要する費用のため積立金とし、管理及び運用の責任者は、理事長とする。

2 積立金に属する現金はその目的を示す名称をもってその他の積立金及び現金預金とは区分して保管しなければならない。

3 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

(積立方法)

第3条 積立金に積立てる額は、処理規程により徴収された額を上限として、理事会の議決を経て収入支出予算において定める額とする。

(運用益金の処理)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、収入支出予算に計上して、この積立金に編入するものとする。

(取崩方法)

第5条 積立金は、処理規程第6条で定める別記基準「決済金算定基準」に定めた決済の範囲の費用に充当することとし、理事会の議決を経て収入支出予算に定める額を取崩することができる。

(会計)

第6条 積立金は、貸借対照表の資産の部の(款)特定資産、(項)転用決済金積立資産の名称を付して計上するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細則)

第8条 この規程に定めるほか、積立金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。（令和５年３月７日議決）

長野県神川沿岸土地改良区

菅平ダム施設維持管理費積立金管理規程

(目 的)

第1条 本規程は、菅平ダムの大規模修繕及び維持管理事業等（以下「施設維持管理事業等」という。）に要する費用のための積立金（以下「積立金」という。）の積立て及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(管 理)

第2条 積立金の管理及び運用の責任者は、理事長とする。

2 積立金の運用は本土地改良区の指定する金融機関への預貯金並びに国債、地方債及び公社債によるものとする。

3 前項の国債、地方債及び公社債は、元本の償還及び利息の支払いに支障をきたすおそれのないものを対象としなければならない。

(積立方法)

第3条 積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、収支予算において定める額とする。

- 一 賦課金収入
- 二 転用決済金積立金
- 三 毎年度の剰余金
- 四 小水力発電事業特別会計からの繰入金

(運用益金の処理)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、収支予算に計上して、この積立金に編入するものとする。

(取崩方法)

第5条 積立金は、総代会の承認を経て、取り崩すことができる。

2 取崩しを行う場合は、菅平ダムの大規模修繕及び維持管理事業等に要する費用に充当することに限るものとする。

3 前項のほか、貸借対照表の注記において記載する菅平ダムと密接に関連する施設で、長野県企業局が管理する施設の維持管理事業等に要する費用であって本土地改良区が負担又は分担しなければならない費用については、総

代会の承認を経て、当該負担金又は分担金に充てるため積立金を取り崩すことができる。

(会 計)

第6条 積立金は、貸借対照表の資産の部の（款）特定資産、（項）施設更新積立資産（目）菅平ダム維持管理費積立資産の名称を付して計上するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細 則)

第8条 この規程に定めるほか、積立金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 頭首工等維持管理費積立金管理規程

(目 的)

第1条 本規程は、財政の健全な運営と適正な維持管理により頭首工等の長寿命化と水門自動・電動・遠隔化に資するため、頭首工等維持管理費積立金（以下「積立金」という。）を設ける。

(管 理)

第2条 積立金の管理及び運用の責任者は、理事長とする。

2 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

(積立方法)

第3条 積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、収支予算において定める額とする。

- 一 転用決済金積立金
- 二 毎年度の剰余金
- 三 小水力発電事業特別会計からの繰入金

(運用益金の処理)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、収支予算に計上して、この積立金に編入するものとする。

(取崩方法)

第5条 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを取り崩すことができる。

- 一 理事長が、翌年度の予算の維持管理費に充てることが必要と認めるとき。
- 二 取崩しを行う場合は、土地改良区が管理する土地改良施設の頭首工等維持管理費等（款：土地改良事業費支出の費用）に要する費用に充当することに限るものとする。
- 三 緊急に実施することが必要となった大規模な維持管理費、その他やむを得ない理由により生じた維持管理費等の財源に充てるとき。

(会 計)

第6条 積立金は、貸借対照表の資産の部の（款）特定資産、（項）施設更新積

立資産（目）頭首工等維持管理費積立資産の名称を付して計上するものとする。

（改 廃）

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

（細 則）

第8条 この規程に定めるほか、積立金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区左岸幹線水路並びに 吉田堰施設維持管理費積立金管理規程

(目 的)

第1条 本規程は、左岸幹線水路並びに吉田堰の施設の大規模修繕及び維持管理事業等（以下「施設維持管理事業等」という。）に要する費用のための積立金（以下「積立金」という。）の積立て及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(管 理)

第2条 積立金の管理及び運用の責任者は、理事長とする。

2 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

(積立方法)

第3条 積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、収支予算において定める額とする。

- 一 賦課金収入からその年度に要した水路等補修費の額を除いた金額
- 二 転用決済金積立金
- 三 毎年度の剰余金
- 四 小水力発電事業特別会計からの繰入金

(運用益金の処理)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、収支予算に計上して、この積立金に編入するものとする。

(取崩方法)

第5条 積立金は、総代会の承認を経て、取り崩すことができる。

2 取崩しを行う場合は、左岸幹線水路並びに吉田堰の施設の大規模修繕及び維持管理事業等に要する費用に充当することに限るものとする。

(会 計)

第6条 積立金は、貸借対照表の資産の部の（款）特定資産、（項）施設更新積立資産（目）左岸幹線並びに吉田堰維持管理費積立資産（節）左岸幹線水路並びに（節）吉田堰の名称を付して計上するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細 則)

第8条 この規程に定めるほか、積立金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 小水力発電事業積立資産管理規程

(目 的)

第1条 本規程は、長野県神川沿岸土地改良区が管理する発電事業に係る積立資産（以下「積立資産」という。）の積立及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(積立計画)

第2条 積立計画は、每期、見直しの要否を検討することとし、積立期間満了後、最初に開催される総代会までに次回の積立計画を策定し、総代会の承認を得なければならない。

(積立方法)

第3条 積立資産は、売電収入を原資として、総代会にて承認された予算額の範囲で每期積み立てるものとする。

(積立金の種類)

第4条 積立資産の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 欠損調整積立資産 発電事業の会計に欠損金が生じた場合にそれを補填するための積立資産
- (2) 災害準備積立資産 発電施設の災害による不時の損失の損失経費に充てるための積立資産
- (3) 建設改良積立資産 発電施設の改良及び更新のための積立資産
- (4) 土地改良施設更新資産 土地改良区が管理する施設の更新に充てるための積立資産
- (5) 再生可能エネルギー建設積立資産 再生可能エネルギー施設の新設に充てるための積立資産

(限度額)

第5条 積立金の限度額は次の各号のとおりとし、当該額を超えて積み立てすることはでない。

- (1) 欠損調整積立資産 計画売電収入の1/2である 9,000,000 円を限度とする。
- (2) 災害準備積立資産 発電施設の建設に要した総経費の25%を上限とした 126,562,000 円を限度とする
- (3) 建設改良積立資産 発電施設の改良・更新に要する総建設費の見積額

の40%である 202,499,000 円を限度とする

- (4) 土地改良施設更新資産 機能保全計画の対策費の100%を限度とする。
- (5) 再生可能エネルギー建設積立資産 施設の新設に要する事業費の100%を限度とする。

(取崩し)

第6条 積立資産は、総代会における予算額の議決を経て取崩すことができる。

- 2 取崩しを行う場合は、前条に定める各積立資産の目的のための費用に充当することに限られるものとする。

(管 理)

第7条 積立資産の管理及び運用の責任者は理事長とする。

- 2 積立資産に属する現金はその目的を示す名称をもってその他の積立資産及び現金預金とは区別して保管しなければならない。
- 3 積立資産の運用は金融機関への預貯金によるものとし、積立資産に係る預貯金から生じる収益は、当該積立資産に編入するものとする。

(会 計)

第8条 積立資産は会計区分毎に、貸借対照表の資産の部に積立資産の名称を付して計上するものとする。

- 2 本規程に基づき積立てた積立資産は他の会計区分に流用してはならない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃については、理事会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるほか、積立資産の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区施設管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、農業用水路等の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(用 語)

第2条 この規程において、農業用水路等とは次に掲げるものをいう。

(1) 農業用水路(以下「専用水路」という。)

神川から取水する久保堰、岩下堰、大屋堰、常田堰、林之郷堰、岩門堰、堀越堰、吉田堰、横尾堰、内ノ原堰、山吹堰、左岸幹線水路をいう。

(2) 水道農業共通水路(以下「共通水路」という。)

神川から取水する窪・小西堰及び新屋堰をいう。

(管 理)

第3条 管理者(前条の各堰管理組合長をいう。以下同じ。)は、専用水路からかんがい用水(以下「用水」という。)が耕地に適正に配分されるように管理し、共通水路については、水道水、地域内耕地に供給するかんがい用水を適正に管理するため、上田市上下水道局との管理協定によりこれを行うものとする。

2 前項の管理にあたり、管理者は所定の管理日誌の記載を行い、改良区に提出しなければならない。

3 改良区から管理者に対しては、毎年度予算の範囲内で水門管理費を交付するものとする。

(かんがい開始前の作業)

第4条 管理者は、毎年かんがい開始前に、専用水路の沈殿物の堀上げ並びに専用水路の敷地内の雑草及び竹木の除去について計画を樹立し、耕地関係者(受益者)と協議のうえ、これを実施するものとする。

(かんがい期間中の作業)

第5条 管理者は、かんがい期間中は、次の各号に掲げる作業を行わなくてはならない。

(1) 専用水路の破損及び漏水の有無を監視し、異常を発見したときは応急措置を講ずるとともに、補修等の対策を講ずること。

(2) 頭首工等のバルブの注油及び鉄製構造物の防錆を実施すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、専用水路の維持及び保全に必要な作業。

(降雨時の作業)

第6条 管理者は、降雨等のため用水を必要としないまたは溢水等の恐れがあると認めるときは、頭首工の閉塞等の措置を行うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、農業用水路の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区利水調整規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この土地は、改良区における神川から取水する農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画（菅平地区）の用水受益地について適用するものとする。

(原 則)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

(用排水調整委員会)

第5条 用排水調整委員会は、農業用水の利用の調整を図るため、次の事項を行う。

- 一 配水計画の作成に関する理事会の諮問に対する答申。
- 二 用水期間中の利水の調整に関すること。
- 三 その他の事項。

第2章 配水計画

(配水計画)

第6条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 頭首工における最大取水量及び取水期間
- 二 その他必要な事項

(諮問及び答申)

第7条 理事会は、配水計画を定めようとするときは、9月末日までに用排水調整委員会に諮問しなければならない。

2 用排水調整委員会は、前項の諮問に応じて、12月末日までに答申するものとする。

(意見聴取)

第8条 用排水調整委員会は、配水計画の案の作成に当たり、10月末日までに、耕作者等から聴き取り等を行い、翌年度の用水期間等についての意向を把握するものとする。

(周知)

第9条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第10条 渇水時等における通水制限等については、用排水調整委員会に諮った上で、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合にあっては理事会が決定し、後日用排水調整委員会に報告するものとする。

(問合せ先)

第11条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、事務局とする。

附 則 (令和2年3月10日議決)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

配水計画 神川沿岸の吉田堰外14用水における最大取水量及び取水期間

令和2年2月1日 作成

取 水 口 (堰 名)	受益面積 (水田) (畑) (合計) ha	取水期間及び取水量 (m ³ /s)		
		期 間	期 間	期 間
		しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期
神川左岸幹線用水	84.9	5月11日から	5月26日から	10月1日から
	453.9	5月25日まで	9月30日まで	翌5月10日まで
	538.8	0.297	0.550	0.100
山吹堰	3.6	5月16日から	5月21日から	9月26日から
		5月20日まで	9月25日まで	翌5月15日まで
	3.6	0.024	0.015	0.010
内ノ原堰	6.1	5月16日から	5月26日から	10月1日から
		5月25日まで	9月30日まで	翌5月15日まで
	6.1	0.030	0.028	0.010
窪・小西堰	27.1	5月16日から	5月26日から	10月1日から
		5月25日まで	9月30日まで	翌5月15日まで
	27.1	0.166	0.175	0.048
横尾堰	54.8	5月16日から	5月21日から	9月26日から
		5月20日まで	9月25日まで	翌5月15日まで
	54.8	0.325	0.224	0.058
吉田堰	291.7	5月16日から	5月26日から	10月1日から
		5月25日まで	9月30日まで	翌5月15日まで
	291.7	1.442	1.409	0.444
堀越堰	80.6	5月11日から	5月21日から	10月1日から
	12.5	5月20日まで	9月30日まで	翌5月10日まで
	93.1	0.902	0.686	0.197
新屋堰	74.2	5月11日から	5月21日から	10月1日から
	8.5	5月20日まで	9月30日まで	翌5月10日まで
	82.7	0.646	0.448	0.170
林之郷堰	42.8	5月16日から	5月21日から	9月26日から
		5月20日まで	9月25日まで	翌5月15日まで
	42.8	0.337	0.230	0.082
岩門堰	58.7	5月16日から	5月21日から	9月26日から
		5月20日まで	9月25日まで	翌5月15日まで
	58.7	0.363	0.230	0.082
大屋堰	37.7	5月16日から	5月21日から	9月26日から
		5月20日まで	9月25日まで	翌5月15日まで
	37.7	0.381	0.295	0.088
常田堰	11.3	5月16日から	5月26日から	10月1日から
		5月25日まで	9月30日まで	翌5月15日まで
	11.3	0.280	0.275	0.032
岩下堰	13.4	5月16日から	5月21日から	9月26日から
		5月20日まで	9月25日まで	翌5月15日まで
	13.4	0.112	0.087	0.025
久保堰	3.6	5月16日から	5月21日から	9月26日から
		5月20日まで	9月25日まで	翌5月15日まで
	3.6	0.057	0.051	0.010
合 計	790.5			
	474.9			
	1,265.4	5.362	4.703	1.356

平成28年1月1日 現在

※令和8年3月31日までの水利使用規則による最大取水量を記載

長野県神川沿岸土地改良区 神川左岸幹線用水頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、神川左岸幹線用水頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、標高855.50メートル（計画高水位）を上限とし、標高851.50メートル（取水口下端）を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた開度計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月11日から9月30日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

期 間 区 分	5月11日から 5月15日まで	5月16日から 5月25日まで	5月26日から 9月30日まで	10月1日から 翌5月10日まで
神川左岸幹線 用水頭首工	0.297m ³ /s	0.297m ³ /s	0.550m ³ /s	0.100m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）
- 二 水象（水位等）
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

- 2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和3年3月31日長野県上田地域振興局指令2上田地農整第379号）

- 1 この規程は、知事の認可の日、令和3年3月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 山吹堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、山吹堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月25日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	しろかき期 5月16日から 5月20日まで	普通かんがい期 5月21日から 9月25日まで	非かんがい期 9月26日から 翌5月15日まで
山吹堰頭首工	0.024m ³ /s	0.015m ³ /s	0.010m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発

せられたとき。

二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。

三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）

二 水象（水位等）

三 頭首工地点における放流量

四 かんがい用水取水量

五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和３年３月31日長野県上田地域振興局指令２上田地農整第379号）

- 1 この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 内ノ原堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、内ノ原堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月30日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	しろかき期 5月16日から 5月25日まで	普通かんがい期 5月26日から 9月30日まで	非かんがい期 10月1日から 翌5月15日まで
内ノ原堰頭首工	0.030m ³ /s	0.028m ³ /s	0.010m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発

せられたとき。

二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。

三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）

二 水象（水位等）

三 頭首工地点における放流量

四 かんがい用水取水量

五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和３年３月31日長野県上田地域振興局指令２上田地農整第379号）

１ この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 窪・小西堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、窪・小西堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月30日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	しろかき期 5月16日から 5月25日まで	普通かんがい期 5月26日から 9月30日まで	非かんがい期 10月1日から 翌5月15日まで
窪・小西堰頭首工	0.166m ³ /s	0.175m ³ /s	0.048m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発

せられたとき。

二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。

三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）

二 水象（水位等）

三 頭首工地点における放流量

四 かんがい用水取水量

五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和３年３月31日長野県上田地域振興局指令２上田地農整第379号）

- 1 この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 横尾堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、横尾堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月25日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	しろかき期 5月16日から 5月20日まで	普通かんがい期 5月21日から 9月25日まで	非かんがい期 9月26日から 翌5月15日まで
横尾堰頭首工	0.325m ³ /s	0.224m ³ /s	0.058m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発

せられたとき。

二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。

三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）

二 水象（水位等）

三 頭首工地点における放流量

四 かんがい用水取水量

五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和３年３月31日長野県上田地域振興局指令２上田地農整第379号）

- 1 この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 吉田堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、吉田堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、標高706.90メートル（計画高水位）を上限とし、標高702.40メートル（取水口下端）を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた開度計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月11日から9月30日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

期 間 区 分	5月11日から 5月15日まで	5月16日から 5月25日まで	5月26日から 9月30日まで	10月1日から 翌5月10日まで
吉田堰頭首工	0.444m ³ /s	1.442m ³ /s	1.409m ³ /s	0.444m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）
- 二 水象（水位等）
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和3年3月31日長野県上田地域振興局指令2上田地農整第379号）

- 1 この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 堀越堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、堀越堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月11日から9月30日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	しろかき期 5月11日から 5月20日まで	普通かんがい期 5月21日から 9月30日まで	非かんがい期 10月1日から 翌5月10日まで
堀越堰頭首工	0.902m ³ /s	0.686m ³ /s	0.197m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発

せられたとき。

二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。

三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）

二 水象（水位等）

三 頭首工地点における放流量

四 かんがい用水取水量

五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和３年３月31日長野県上田地域振興局指令２上田地農整第379号）

- 1 この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 新屋堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、新屋堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月11日から9月30日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	しろかき期 5月11日から 5月20日まで	普通かんがい期 5月21日から 9月30日まで	非かんがい期 10月1日から 翌5月10日まで
新屋堰頭首工	0.646m ³ /s	0.448m ³ /s	0.170m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発

せられたとき。

二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。

三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）

二 水象（水位等）

三 頭首工地点における放流量

四 かんがい用水取水量

五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和３年３月31日長野県上田地域振興局指令２上田地農整第379号）

- 1 この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 林之郷堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、林之郷堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月25日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	しろかき期 5月16日から 5月20日まで	普通かんがい期 5月21日から 9月25日まで	非かんがい期 9月26日から 翌5月15日まで
林之郷堰頭首工	0.337m ³ /s	0.230m ³ /s	0.082m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発

せられたとき。

二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。

三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）

二 水象（水位等）

三 頭首工地点における放流量

四 かんがい用水取水量

五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和３年３月31日長野県上田地域振興局指令２上田地農整第379号）

１ この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 岩門堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、岩門堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月25日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	しろかき期 5月16日から 5月20日まで	普通かんがい期 5月21日から 9月25日まで	非かんがい期 9月26日から 翌5月15日まで
岩門堰頭首工	0.363m ³ /s	0.205m ³ /s	0.110m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発

せられたとき。

二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。

三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）

二 水象（水位等）

三 頭首工地点における放流量

四 かんがい用水取水量

五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和３年３月31日長野県上田地域振興局指令２上田地農整第379号）

１ この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 大屋堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、大屋堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月25日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	しろかき期 5月16日から 5月20日まで	普通かんがい期 5月21日から 9月25日まで	非かんがい期 9月26日から 翌5月15日まで
大屋堰頭首工	0.381m ³ /s	0.295m ³ /s	0.088m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発

せられたとき。

二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。

三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）

二 水象（水位等）

三 頭首工地点における放流量

四 かんがい用水取水量

五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和３年３月31日長野県上田地域振興局指令２上田地農整第379号）

- 1 この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 常田堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、常田堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月30日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	しろかき期 5月16日から 5月25日まで	普通かんがい期 5月26日から 9月30日まで	非かんがい期 10月1日から 翌5月15日まで
常田堰頭首工	0.280m ³ /s	0.275m ³ /s	0.032m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発

せられたとき。

二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。

三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）

二 水象（水位等）

三 頭首工地点における放流量

四 かんがい用水取水量

五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和３年３月31日長野県上田地域振興局指令２上田地農整第379号）

- 1 この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 岩下堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、岩下堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月25日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	しろかき期 5月16日から 5月20日まで	普通かんがい期 5月21日から 9月25日まで	非かんがい期 9月26日から 翌5月15日まで
岩下堰頭首工	0.112m ³ /s	0.087m ³ /s	0.025m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発

せられたとき。

二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。

三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）

二 水象（水位等）

三 頭首工地点における放流量

四 かんがい用水取水量

五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和３年３月31日長野県上田地域振興局指令２上田地農整第379号）

- 1 この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区 久保堰頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、久保堰頭首工（その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月25日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	しろかき期 5月16日から 5月20日まで	普通かんがい期 5月21日から 9月25日まで	非かんがい期 9月26日から 翌5月15日まで
久保堰頭首工	0.057m ³ /s	0.051m ³ /s	0.010m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪 水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発

せられたとき。

二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。

三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の名号に掲げる事項について記録しなければならない。

一 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）

二 水象（水位等）

三 頭首工地点における放流量

四 かんがい用水取水量

五 ゲートの操作の時刻及び開度

六 点検及び整備に関する事項

七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則 （令和３年３月31日長野県上田地域振興局指令２上田地農整第379号）

- 1 この規程は、知事の認可の日、令和３年３月31日から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区会計細則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この土地改良区の会計、固定資産及び物品等に関する事務は、法令、定款及び規約に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(会計主任)

第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を保管する。

2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。

3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 会計主任は、金融機関に対する届出印を保管する。

(会計区分)

第3条 会計区分は、次のとおりとする。

(1) 一般会計

(2) 小水力発電事業特別会計

(区分経理)

第4条 農業基盤整備資金の融資を受けた事業に要した費用は、他の事業の費用と明瞭に区分して経理しなければならない。

2 特別会計は、一般会計と明瞭に区分して経理をしなければならない。

(会計帳簿等の管理)

第5条 現金、預金通帳、金融機関に対する届出印、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。

(帳簿等の保存及び処分)

第6条 会計に関する帳簿及び第12条に規定する必要書類並びに固定資産及び物品に関する帳簿等（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。

2 保存期間経過後の帳簿の廃棄については、あらかじめ会計担当理事の承認を得なければならない。

(借入手続書類の写しの保存)

第7条 区債及び借入金等のため金融機関等に提出した書類（申込書、同添付書

類、借用証書及び念書等)は、全て写しを作成し、一括して保存しなければならない。

(本細則に定めのない事項)

第8条 この細則に定めのない事項については、会計担当理事の承認を得て処理するものとする。

第2章 予算事務

(財務諸表等科目、様式及び予算執行等)

第9条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録ごとに科目を区分し、その名称、配列及び内容については、別に定めるところによる。

2 財務諸表等、事業報告書、会計主要簿及び補助簿に使用する様式は、別紙による。

3 科目中、款の新設若しくは廃止又は款相互間の予算の流用については、総代会の議決を経なければならない。ただし、規約の定めるところにより、理事会の専決処分とすることを妨げない。

4 次の予算執行等については、理事会の議決を経なければならない。ただし、あらかじめ理事会において理事長の専決に委ねたものについては、この限りでない。

(1) 科目中、項の新設若しくは廃止又は項相互間の予算流用

(2) 科目中、目及び節の新設若しくは廃止又は目又は節相互間の予算流用

(3) 予備費の充用

(収支予算書)

第10条 収支予算書は、一般会計、特別会計ともに、前条の規定により定める科目配列の順に記載する。

(会計年度経過後の予算の補正の禁止)

第11条 予算は、会計年度経過後においては、これを補正することができない。

第3章 収入支出事務

(必要書類)

第12条 土地改良区の出納には、次の書類を必要とする。

(1) 収入命令書、支出命令書又は振替命令書

(2) 証拠書類

(収入命令書)

第13条 土地改良区の収入は、全て収入命令書によらなければならない。

2 収入命令書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 番号(年度別の一連番号)

- (2) 所属年度
 - (3) 収入科目（款、項、目及び節）
 - (4) 収入の金額及び事由
 - (5) 納入者の住所及び氏名
 - (6) その他必要と認める事項
- （賦課金等の徴収）

第14条 土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による賦課金、夫役若しくは現品、過怠金又は延滞利息をその組合員及び准組合員に対して賦課徴収するには、賦課通知書を交付するものとする。

- 2 土地改良区は、加入金、決済金、使用料その他の金銭をその納入すべきものから徴収するには、納入告知書を交付するものとする。

（賦課金等の手続）

第15条 前条の規定により賦課通知書又は納入告知書を交付したときは、賦課基準、賦課額等を賦課金収納一覧表又は夫役現品徴収原簿、夫役現品台帳に記入しなければならない。

（賦課金等の領収）

第16条 土地改良区は、賦課通知書により金銭、夫役若しくは現品を領収したとき又は納入告知書により金銭を領収したときは、賦課通知書又は納入告知書に接続する領収証に領収印を押印して納入者に交付しなければならない。

（領収証交付後の手続）

第17条 前条の規定により領収証を交付したときは、徴収済額、徴収未済額、領収年月日等を賦課金収納一覧表又は夫役現品徴収原簿、夫役現品台帳に記入しなければならない。

（証拠書類）

第18条 賦課通知書により金銭、夫役若しくは現品を領収し、又は納入告知書により金銭を領収したときは、当該領収に係る領収済通知書を証拠書類として保存しなければならない。

- 2 賦課通知書又は納入告知書によらない区債、借入金又は補助金等の金銭を領収したときは、その領収金額の算出基礎を証明するに足りる証拠書類を徴収し、又は作成してこれを保存しなければならない。

（領収証の発行）

第19条 第16条に定める金銭以外の金銭を収納したときは、納入者に対して所定様式の領収証を発行しなければならない。ただし、納入者からの要求その他の事由により、所定の領収証用紙によらない領収証を発行する必要があるときは、理事長の承認を得て別途領収証を発行することができる。

- 2 振込入金の場合は、領収証を発行しないことができる。

（賦課通知書等によらない領収）

第20条 賦課通知書又は納入告知書によらない区債又は借入金による金銭を収入したときは、区債及び借入金台帳に必要な事項を記載しなければならない。

(支出命令書)

第21条 土地改良区の支出は、全て支出命令書によらなければならない。

2 支出命令書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 番号（年度別一連番号）
- (2) 所属年度
- (3) 支出科目（款、項、目及び節）
- (4) 支出の金額及び事由
- (5) 債主の住所及び氏名
- (6) その他必要と認める事項

(支払方法)

第22条 金銭の支払方法は、原則として銀行振込又は小切手によるものとする。

ただし、役職員等に対する報酬、給与、諸手当等の支払その他これらによりがたい場合は、この限りではない。

2 銀行その他の金融機関への振込依頼書及び振出小切手の作成は、会計主任がこれを行い、小切手の署名及び捺印は、理事長がこれを行う。

(立会い)

第23条 次の各号に掲げる支払をしようとするときは、会計担当理事又はその指名する者が立会いのうえ支払わなければならない。

- (1) 1件の支払金額5,000,000円以上のもの

ただし、口座振替の方法により支払う場合は、この限りでない。

- (2) 理事会で定めたもの

(領収証の徴収等)

第24条 土地改良区は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き債主から領収証を徴収しなければならない。

- (1) 特別な事情により領収証を徴することができないときは、当該支出命令書に記載してある請求書に会計担当理事の支払証明書を付して領収証に代えることができる。

- (2) 口座振替の方法により支出した場合で1件の支払金額が10,000,000円以下のものは、金融機関の領収証のみで債権者からの領収証の徴収をしなくともよい。

(領収証の不受理)

第25条 次の各号の一に該当する領収証は、受領してはならない。

- (1) 請求書の内容と一致しないもの
- (2) 鉛筆等消去可能なもので記載してあるもの
- (3) 金額を訂正してあるもの

- (4) 金額以外の箇所を訂正し、訂正印のないもの
 - (5) 領収印が他人の代印であって本人の委任状がないもの
 - (6) 領収した日付の記載がないもの
- (概算払)

第26条 旅費及び経費の性質上概算をもって支払わなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で理事長が承認したものは、概算払をすることができる。

(前金払)

第27条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 土地若しくは家屋の買収又は収用により、その移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- (2) 前金で支払わなければ契約しがたい買入れ又は借入れに要する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上、前金をもって支払をしなければ事務の取扱に支障を及ぼすような経費で、理事会が承認したもの

(小口現金)

第28条 会計主任は、少額の経費の支払に充てるため、あらかじめ支出命令書の決裁を受けて小口現金をおくことができる。

- 2 小口現金の保有限度額は、5万円以内とし、その受払及び保管は会計主任がこれに当たることとする。小口現金は、金庫に保管し、その他の金銭と区別して管理しなければならない。
- 3 会計主任は小口現金の受払を小口現金出納帳に記帳し、日々の小口現金出納帳の出納の都度、現金残高と帳簿残高の照合をしなければならない。
- 4 会計主任は、毎月末日に小口現金出納帳を締切り、支払に関する書類を添付した振替命令書により処理を行うものとする。

(過誤払の戻入れ、過誤納の戻出し)

第29条 支出の誤払又は過渡しとなった金額及び資金前渡し又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入れしなければならない。

- 2 誤納又は過納となった金額を払戻すときは、支出の手続の例により、これを当該収納した収入から戻出ししなければならない。

(振替命令書)

第30条 土地改良区の振替（以下、現金取引以外の取引をいう。）は、全て振替命令書によらなければならない。

- 2 振替命令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 番号（年度別の一連番号）
 - (2) 所属年度
 - (3) 振替勘定科目（款、項、目及び節）

- (4) 振替金額
- (5) 振替事由
- (6) その他必要と認める事項
(金融口座への振込)

第31条 土地改良区が有する金融機関の口座へ振込を行う場合には、次の事項を記載した書面を作成し、理事長の承認を得なければならない。

- (1) 番号（年度別の一連番号）
- (2) 所属年度
- (3) 振出し元の口座名、口座番号及び振出し金額
- (4) 振込先の口座名、口座番号及び振込金額
- (5) 振込事由
- (6) その他必要と認める事項
(残高の照合)

第32条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を現金預金出納帳と照合しなければならない。

- 2 会計主任は、毎月末において、現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。
- 3 会計主任は、前項の規定により確認を受けた旨の書面を作成するとともに、会計担当理事と当該書面に署名しなければならない。
- 4 会計主任は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、前項の書面を添えて理事会で報告しなければならない。
(月計表の作成)

第33条 会計主任は、毎月3日までに、前月分までの月計表を作成して自ら検算を行い、会計担当理事の確認を受けなければならない。
(農業基盤整備資金の貸付受入金)

第34条 農業基盤整備資金の貸付受入金を引き出すときは、当該貸付受入金で支払うべき事業に要する費用の証拠書類（請負契約書、都道府県知事又は当該知事が権限を委任した職員の発行する出来高証明書、支払証明書、請求書又は領収証等）の原本及び写し（原本と相違ない旨の理事長の証明印のあるもの）を農業基盤整備資金受託金融機関に提示し、原本に当該受託金融機関の証印を押印させるものとする。

- 2 前項の規定により押印した請求書及び領収証は、第22条の支出命令書の裏面に添付し、契印を押印しなければならない。
(金融機関との取引)

第35条 金融機関との取引は、理事長名をもって行う。ただし、土地改良法第21条の規定に基づく場合にあっては、監事名をもって行う。

- 2 銀行その他の金融機関との取引を開始若しくは廃止し又は口座の開設若し

くは解約をするときは、理事長の承認を得なければならない。

3 証券会社との取引を開始又は廃止するときは、前項の規定を準用する。

(証拠書類の整理方法)

第36条 収入又は支出に関する証拠書類は、1年分をまとめて予算編成の款、項、目及び節の順序に区分して編てつし、各区分ごとに集計表を付さなければならない。

2 前項の場合において、証拠書類の原本を他の科目に編てつするため当該科目に編てつすることができないときはその写しを作成し、これを編てつしなければならない。この場合には、写しに原本の編てつの科目を記載しなければならない。

3 第1項の集計表には、次の事項を記入しなければならない。

- (1) 所属年度
- (2) 収入科目又は支出科目（款、項、目及び節）
- (3) 枚数
- (4) 金額

4 第1項の集計表に記載する金額は、当該年度末の収支決算書に計上する款、項、目及び節の金額に一致しなければならない。

第4章 帳簿組織

(会計主要簿)

第37条 会計主要簿は、次の帳簿とする。

- (1) 現金預金出納帳
- (2) 収入整理簿（以下「収入簿」という。）
- (3) 支出整理簿（以下「支出簿」という。）
- (4) 仕訳帳
- (5) 総勘定元帳

2 会計主要簿は、会計年度ごとに更新しなければならない。

(現金預金出納帳の記載方法)

第38条 現金預金出納帳は、全て収入命令書又は支出命令書により、取扱日付順に転記しなければならない。

2 現金預金出納帳には、次の事項を記載する。

- (1) 取引年月日
- (2) 収入命令書又は支出命令書の番号
- (3) 収入科目又は支出科目（款、項、目及び節）
- (4) 入金金額又は支払金額
- (5) 手持資金残高
- (6) 残高内訳（現金、預金、農業基盤整備資金貸付受入金の別）

(7) 収入又は支出の内容

(収入簿及び支出簿の記載方法)

第39条 収入簿及び支出簿は、予算編成の款、項、目及び節の順に口座を設けなければならない。

2 収入簿は、収入命令書により、支出簿は、支出命令書により、それぞれ当該款、項、目及び節の口座に転記するものとする。

3 収入簿及び支出簿には、次の事項を記載する。

(1) 記入年月日

(2) 収入命令書又は支出命令書の番号

(3) 内容

(4) 予算額

(5) 収入又は支出済の金額及び累計

(6) 予算残高

4 予算の流用を記載する場合には、流用減となる科目については、流用額を予算額欄に赤記し、流用増となる科目については、流用額を予算額欄に黒記するものとする。予備費の充用の場合も同様とする。

(仕訳帳の記載方法)

第40条 仕訳帳は、全て収入命令書、出金命令書及び振替命令書により、取扱日付順に記載しなければならない。

2 仕訳帳には、次の事項を記載する。

(1) 取引年月日

(2) 勘定科目

(3) 総勘定元帳の頁数

(4) 借方金額又は貸方金額

(総勘定元帳の記載方法)

第41条 総勘定元帳には、各勘定ごとに仕訳帳に記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載しなければならない。

(補助簿)

第42条 土地改良区は、会計主要簿のほかに会計補助簿として、次の帳簿を置かなければならない。

(1) 賦課金収納一覧表

(2) 補助金台帳

(3) 受託金台帳

(4) その他未収金台帳

(5) 未払金台帳

(6) 小口現金出納帳

(7) 工事総括簿

- (8) 請負工事簿
 - (9) 直営工事簿
 - (10) 工事用資材受払簿
 - (11) 労務者出役簿
 - (12) 土地改良施設台帳
 - (13) 固定資産台帳
 - (14) 区債及び借入金台帳
 - (15) その他資産負債台帳
 - (16) 備品台帳
 - (17) 積立金台帳
 - (18) 退職給与金要支給額台帳
- 2 会計補助簿は、各会計年度を通じて継続使用して差支えない。
 - 3 賦課金収納一覧表は、賦課金の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を個人別に詳細に記載する。
 - 4 補助金台帳は、補助金の交付単位ごとに、交付者、交付決定額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。
 - 5 受託金台帳は、受託業務ごとに、委託者、契約締結日、契約金額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。
 - 6 その他未収金台帳は、補助金、受託金、賦課金の未収以外の未収金について、未収金別に、その相手方、支払期限日、未収金額等を詳細に記載する。
 - 7 未払金台帳は、委託業務等の単位ごとに、その相手方、契約締結日、契約金額等を詳細に記載する。
 - 8 小口現金出納帳は、支払日付順に、支払年月日、内訳、支出額等を記載する。
 - 9 工事総括簿、請負工事簿及び直営工事簿は、工種別に施行箇所、数量、設計予算額、請負額、支出額等を詳細に記載する。
 - 10 事業用地買収補償簿は、工種別に買収補償の対象となる土地物件の所在地、被買収補償者、買収費、補償費等を詳細に記載する。
 - 11 工事用資材受払簿は、工事用資材の受払を工種別かつ品目別に詳細に記載する。
 - 12 労務者出役簿は、個人別に出役日数、歩掛、日給額等を詳細に記載する。
 - 13 土地改良施設台帳は、施設名、造成した事業名、造成主体、施設の種類、所在、構造、規模、数量、取得価額、取得年度、耐用年数、事業区分、管理区分、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。
 - 14 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登載されない土地、建物、機械等について取得価額、取得年度、耐用年数、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。
 - 15 区債及び借入金台帳は、借入金及び農業基盤整備資金を1件ごとに詳細に

記載する。

- 16 その他資産負債台帳は、賦課金台帳、夫役現品台帳、固定資産台帳並びに区債及び借入金台帳に記載されない未収使用料、前払金、前受金、未払金等の資産及び負債を詳細に記載する。
- 17 備品台帳は、品目ごとに、購入金額、修繕費、廃棄年月日等を詳細に記載する。
- 18 積立金台帳は、積立金の種類ごとに、預入金融機関、預入期間、利率等を詳細に記載する。
- 19 退職給与金要支給額台帳は、対象職員ごとに採用からの経過年数、支給率、支給計算基準額等を詳細に記載する。
- 20 この会計細則に定めるほか、必要に応じて補助簿をおくことができる。
(会計伝票等の種類及び様式)

第43条 会計伝票の種類及び様式については、別に定めるところによる。

(記帳)

第44条 仕訳帳及び現金預金出納帳は、全て収入命令書、支出命令書及び振替命令書に基づいて遅滞なく記帳するとともに、仕訳帳から総勘定元帳に記帳しなければならない。

- 2 補助簿は、その証拠書類に基づいて記帳しなければならない。

(帳簿間の照合)

第45条 会計主任は、毎月末において、収入簿の収入済額及び支出簿の支出済額の月計と、現金預金出納帳の入金月計及び出金月計とを照合し、会計担当理事の確認を受けなければならない。

第5章 決算事務

(貸借対照表等の提出)

第46条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成させ、事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

(決算前の検算等)

第47条 会計担当理事は、当該会計年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成する前に、収入命令書、支出命令書及び振替命令書と現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

(有価証券の評価)

第48条 満期まで所有する意図をもって保有する有価証券（以下「満期保有目的の債券」という。）の評価額は、原則としてその取得価額とする。なお、満

期保有目的の債券の取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定した価額とする。また、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価により評価する。

- 2 有価証券の取得価額は、購入原価に購入手数料を加算した額とする。

(収支決算書等の作成)

第49条 会計担当理事は、第47条による検算によって帳簿の記載が正確であることを確認した後、会計主任をして現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の各口座を締切らせ、収入簿及び支出簿の各款、項、目及び節の累計を科目配列の順に列記して収支決算書を作成させるものとする。

- 2 会計担当理事は、会計主任をして主要簿及び補助簿に基づき決算整理仕訳（資産について減価償却費、有価証券について時価評価に伴う損益、繰延資産の償却等、決算に当たって必要となる仕訳をいう。）を行わせ仕訳帳及び総勘定元帳の各口座を締切らせ精算表、貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成させるものとする。

(財産目録)

第50条 会計担当理事は、会計主任をして、財産目録に記載すべき資産及び負債の現況を、主要簿、補助簿及び関係書類によって作成させるものとする。

- 2 前項の財産目録は、記載すべき資産がなく、負債のみの場合でもこれを作成するものとする。
- 3 第1項の財産目録を作成する場合において、補助金及び使用料を除いた債権並びに区債及び借入金を除いた債務については、相手先別にその金額の明細表を作成しなければならない。

(年度決算における留意事項)

第51条 年度決算において会計主任は、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について計算及び確認を行うものとする。

- (1) 未収金、未払金、前払金及び前受金の計算
- (2) 資産評価額の適否及び合計額並びに簿外資産のないことの確認
- (3) 負債の評価額の適否及び合計額並びに簿外負債のないことの確認
- (4) その他決算に当たって必要とされる事項の確認

(事業報告書)

第52条 規約第42条の規定による事業報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 地区及び組合員の状況
- (2) 事業の状況
- (3) 事務の経過
- (4) 経理の状況

第6章 記帳上の注意事項

(記帳原則)

第53条 証拠書類等の金額は、算用数字を使用し、読みやすいように円以上全て三位ごとにコンマ(,)をつける。

2 次頁に繰越すときは、その頁の最終行に金額の小計を記入して摘要欄に「次葉へ繰越」と書き、次頁最初の行の摘要欄に「前葉より繰越」として小計を転記する。

3 現金預金出納帳、総勘定元帳、収入簿及び支出簿は、1行に1件を記入する。
(収入命令日等)

第54条 収入命令書及び支出命令書は、相手方に請求した日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとする。

2 収入命令書、支出命令書又は振替命令書における金額又は相手先名等の誤記があった場合には、新たに収入命令書、支出命令書又は振替命令書を作成しなければならない。

3 前項の誤記に係る収入命令書、支出命令書又は振替命令書が既に決裁済にあるときは、前項の規定にかかわらず誤記に係るものはそのままとし、誤記の発見の日の日付をもって新たに誤記に係るものと同様のものを赤字で作成し訂正のものを黒字で作成するものとする。

4 前2項の訂正により主要簿及び補助簿の記載事項を訂正するには、誤記部分を新たに赤記し、次の行にて訂正部分を黒記するものとする。

(誤記訂正等)

第55条 誤記を取り消す場合又は前条第2項若しくは第3項の規定による誤記訂正以外の訂正をする場合には、誤記の字句に取消線(黒)を画いて取消し、訂正すべき字句を記載する。この場合において数字については、誤記が一字であっても、その一連の数字全部を訂正するものとする。

2 主要簿又は補助簿の行全部を取消すときは、その行の中央に取消線(黒)を画き、その上に「空白」と赤記し、頁の全行を取消すときは「廃頁」と赤記する。

3 主要簿又は補助簿の頁又は行を越えて記帳したときは、前項に準じて空白部分に取消線を画き、これを抹消する。

4 主要簿又は補助簿に記入の漏れを発見したときは、発見の日の日付をもって記入を行い、摘要欄又は附記欄に「○年○月○日分追記」と赤記する。

(責任者印)

第56条 前2条の規定により訂正又は取消を行った箇所には、会計担当理事及び会計主任が訂正印を押印しなければならない。

2 使用済となった主要簿又は補助簿には、表紙裏面に帳簿の使用期間中の責任の所在を明らかにするため、理事長、会計担当理事、会計主任及びその帳簿

を監査した監事の氏名を記録し、押印しなければならない。

第7章 固定資産会計事務

(固定資産の範囲)

第57条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上（所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。）のものをいう。

(1) 基本財産

山林、宅地及びその従物、備荒積立金、事業積立金、基本財産有価証券等

(2) 特定資産

所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設使用収益権、財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、役員退任慰労金積立資産、転用決済金積立資産、施設更新積立資産、減債積立資産、建物等更新積立資産、土地改良建設仮勘定、附帯事業施設等

(3) その他固定資産

土地、建物、建設仮勘定、機械及び装置、車両運搬具、器具備品、リース資産、ソフトウェア、適正化事業拠出金、長期未収賦課金等、出資金、差入保証金等

(評価額等)

第58条 固定資産の評価額は、次の各号による。

(1) 造成によるものは、取得価額

(2) 譲与によるものは、取得価額

(3) 購入に係るものは、購入価額に附帯費用を加算した金額

(4) 交換によるものは、交換に際し提供した物件の帳簿価額

(5) 贈与によるものは、評価額

(6) 積立金及び有価証券に係るものは、積立額又は取得価額

2 土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は、定額法によって減価償却を行うこととする。

3 固定資産のうち減価償却が必要な資産は、定額法によって減価償却を行うこととする。

(固定資産の管理)

第59条 会計主任は、固定資産台帳により、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行うとともに、その異動に関し必要事項を、その都度、会計担当理事に報告しなければならない。

2 固定資産が毀損又は滅失した場合は、直ちに会計担当理事に報告し、その指

示を受けなければならない。

(現状調査)

第60条 会計主任は、毎会計年度1回、固定資産の現状につき調査を行い、固定資産台帳と照合し、その過不足、要修理の如何につき報告書を作成してこれを会計担当理事に提出しなければならない。

(固定資産の減損)

第61条 固定資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

ただし、対価を伴う事業に供している固定資産については、帳簿価額を超えない限り、使用価値により評価することができる。

(固定資産の改良と修繕)

第62条 固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

2 固定資産の現状を維持し、原能力の回復に要した金額は、修繕費とする。

第8章 物品会計事務

(物品の範囲)

第63条 物品とは、次の各号のものをいう。

(1) 備品 機械器具及びその他の物品で、使用可能期間が1年以上であり、原型のまま比較的長期の反復、使用に耐えるもののうち、1件又は1組の取得価格が3万円以上10万円未満のもの

(2) 消耗品 固定資産と備品に該当しないもの

(物品の管理)

第64条 物品(消耗品を除く。)の管理については、備品台帳により記録を行うものとし、第60条の規定を準用する。

(物品の処分)

第65条 物品(消耗品を除く。)を売却、廃棄等の処分に付する場合は、理事長の承認を得なければならない。

第9章 補 則

(財務状況の公表)

第66条 規約第47条の規定による財務状況の公表は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支決算書
- (4) 財産目録

- (5) その他理事長が必要と認める事項を記載した書面
 - 2 前項の公表は、毎年度6月30日までに行うものとする。
 - 3 財務状況の公表を行ったときは、その旨を10日間公告するものとする。
 - 4 理事長は、財務状況を公表するには、あらかじめ監事の監査に付し、その意見を付けて理事会の承認を受けなければならない。
- (細則の改廃)

第67条 この細則の改廃は、理事会の議決によって行う。

附 則

この会計細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年4月1日から試行運用とするものとする。

- 2 この会計細則は、令和5年3月7日から施行する。
- 3 この改正会計細則は、令和7年3月4日から施行する。(改正部分、第2条、第5条、第32条)

長野県神川沿岸土地改良区個人情報保護に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、長野県神川沿岸土地改良区の個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「個人情報保護ガイドライン」という。）2の定義及び3-5-1に従うものとする。

- 一 個人情報
- 二 要配慮個人情報
- 三 個人情報データベース等
- 四 個人データ
- 五 保有個人データ
- 六 本人
- 七 本人に通知
- 八 公表
- 九 本人の同意
- 十 提供
- 十一 本人が容易に知り得る状態

(一般原則)

第3条 本土地改良区は、本土地改良区が行う事務及び事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに法及び個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）の規定を遵守するほか、個人情報保護ガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱うものとする。

(利用目的)

第4条 本土地改良区の保有する個人情報は、本土地改良区定款第4条に規定する事業の円滑な実施のために利用する。

(利用目的による制限)

第5条 前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

2 前項に規定する本人の同意を得るに当たっては、書面により同意を得ることを原則とする。

3 第1項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(取得の制限及び取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 本土地改良区は、定款第4条の事業の遂行に必要な場合に限り、個人情報を取得する。その場合、偽りその他不正の手段により又は偽りその他不正の手段により取得された個人情報の提供により個人情報を取得してはならない。また、要配慮個人情報を取得する場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合及び法第23条第5項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

2 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

3 契約書、アンケートなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場

合は、あらかじめ、本人に対し、書面等により利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しないことがあるが、その場合は、前項の規定に基づいて、取得後、速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

- 4 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 5 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本土地改良区の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(個人データの内容の正確性の確保)

第7条 本土地改良区は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第25条の規定に基づき、組合員名簿又は土地原簿に記載した事項に変更が生じたときは、変更が生じた事項について遅滞なく修正するとともに、第4条に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において、取り扱う個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(保存期間等)

第8条 本土地改良区は、その取り扱う個人データについて、利用目的の達成に必要な範囲内で保存期間を定めるものとし、当該保存期間経過後又は利用目的を達成した後は、遅滞なくこれを消去するものとする。

- 2 前項に規定する保存期間は、本土地改良区が取り扱う個人情報データベース等を記載した一覧表にとりまとめるものとし、当該とりまとめは第12条に規定する個人情報保護管理者が行うものとする。

(安全管理措置)

第9条 本土地改良区は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講ずるものとする。また、当該安全管理措置を講ずるに当たっては、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 組織的安全管理措置 組織体制の整備、個人データの取扱いに係る規律に従った運用、個人データの取扱状況を確認する手段の整備、漏えい等の事

案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しに関する措置

二 人的安全管理措置 従業者（土地改良区の組織内にあって直接又は間接に土地改良区の指導監督を受けて土地改良区の業務に従事している者をいい、役員及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対する個人データの取扱いの周知徹底と適切な教育に関する措置

三 物理的安全管理措置 個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄に関する措置

四 技術的安全管理措置 アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止に関する措置

2 前項の安全管理措置の具体的な手法については、別記のとおりとする。
（従業者の監督）

第10条 理事長は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 理事長は、安全管理措置その他の個人情報の適正な取扱いの確保のため、その従業者に対し、教育研修その他の措置を実施し、又は従業者が教育研修その他の措置を受けることができるよう措置するものとする。

3 前項に規定する教育研修その他の措置においては、従業者がその在職中又は退職後、その業務に関して知り得た個人データの内容を正当な権限なく他人に知らせ又は不当な目的に使用しないようにするための内容を含むものとする。

（委託先の監督）

第11条 本土地改良区が個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合には、その取扱いを委託された個人データの安全管理措置が適切に講じられるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。また、必要に応じて、委託先に対して、契約の内容が遵守されていることを確認するものとする。

2 前項前段に規定する必要かつ適切な監督に係る措置として、本土地改良区は、委託先の選定に当たり、委託先の安全管理措置が、法第20条及び個人情報保護ガイドラインで本土地改良区に求められるものと同等であることをあらかじめ確認するものとする。

3 委託契約等において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 委託先の個人データの取扱いに関する事項

二 委託先の秘密の保持に関する事項

三 委託された個人データの再委託に関する事項

四 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

- 4 委託を受けた一の者と、個人データの取扱いについて複数の委託契約を締結する場合（締結する予定の場合を含む。）は、前項各号に規定する事項について、別途個人情報保護に係る安全管理措置等に関する契約を締結できるものとする。

（個人情報保護管理者等）

第12条 本土地改良区は、個人情報の適正な取扱いのため、個人情報保護管理者（本土地改良区の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。以下同じ。）を置くものとする。

2 本土地改良区の個人情報保護管理者は事務局長とする。

3 個人情報保護管理者は、個人情報の保護についての規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行うものとする。

（個人情報の保護に関する方針）

第13条 本土地改良区の個人情報の保護に関する方針は次のとおりとする。

一 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

二 苦情処理に適切に取り組む。

三 個人情報の利用目的は可能な限り限定して示す、又は本人の選択による利用目的の限定に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする。

四 個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表する等委託処理の透明化を進める。

五 本人からの請求により保有個人データを開示するときは、個人情報の取得元又はその取得方法を可能な限り具体的に明記する。

六 保有個人データについて本人から請求を受けた場合には、利用停止又は消去に応じる。

2 前項に規定する個人情報の保護に関する方針は、第15条の規定により公表するものとする。

（第三者提供の制限及び共同利用）

第14条 本人の同意を得て本土地改良区が取り扱う個人データを第三者へ提供する場合、当該同意は書面によるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供することがあるものとする。

一 法令に基づく場合

二 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場

合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 本土地改良区が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」には該当しないものとし、前2項の規定にかかわらず、当該個人データを提供することができる。

4 本土地改良区は、保有する個人データを法第23条第5項第3号の規定に基づき共同利用する場合には、共同利用する旨、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲、共同利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限り共同利用することができるものとする。ただし、土地改良区の賦課・徴収に関する事項を含む保有個人データについて共同利用する場合は、あらかじめ本人に通知するとともに、公表するものとし、本人から共同利用を行ってほしくない旨の申出があった場合は共同利用を行わないものとする。

また、共同利用に当たっては、共同利用する者との間で「個人情報の共同利用に関する協定書」の締結などの措置を講ずるものとする。

なお、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲及び利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の名称は次のとおりとする。

一 都道府県、土地改良区連合及び農業協同組合との共同利用

(一) 共同利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項

(二) 共同利用する者の範囲

長野県、長野県土地改良事業団体連合会及び信州うえだ農業協同組合

(三) 共同利用する者の利用目的

県営かんがい排水事業により地域農業の振興を図るため

(四) 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

長野県神川沿岸土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

二 農地中間管理機構との共同利用

(一) 共同利用する個人データの項目

組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、貸借地及び賦課・徴収に関する事項

(二) 共同利用する者の範囲

長野県農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）

（三） 共同利用する者の利用目的

土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため

（四） 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

長野県神川沿岸土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

5 前2項については、次条の規定により公表するものとする。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第15条 本土地改良区は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を記載した書面を事務所に備え、公表するものとする。

一 本土地改良区の名称

二 第4条に規定する利用目的

三 第13条第1項に規定する個人情報の保護に関する方針

四 前条第4項及び第5項に規定する共同利用に関する事項

五 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続及び手数料

（一） 利用目的の通知の求め

（二） 開示の請求

（三） 内容の訂正、追加又は削除の請求

（四） 利用の停止又は消去の請求

（五） 第三者提供の停止の請求

六 第22条に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

2 本土地改良区に対し、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第6条第5項第1号から第3号までに該当する場合

3 本土地改良区は、前項の規定により求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知するものとする。

4 第2項の場合に必要な手数料は、第21条に定めるところによるものとする。
（保有個人データの開示等）

第16条 本土地改良区は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求を受けたときは、本人に対し、書面を

交付する方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 本土地改良区の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 前項の規定により請求を受けた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく当該決定をした旨及び当該決定をした理由を通知するものとする。

3 第1項の場合に必要な手数料は、第21条に定めるところによるものとする。
（保有個人データの訂正等）

第17条 本土地改良区は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容に誤りがあり、事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの訂正等を行うものとする。

2 前項の規定により請求を受けた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（保有個人データの利用停止等）

第18条 本土地改良区は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去若しくは第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 本土地改良区は、前項に規定する請求に対し、保有個人データの全部又は一部について、その請求に応じたとき、又はその請求に応じない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（理由の説明）

第19条 本土地改良区は、第15条第3項（保有個人データの利用目的の非通知に関する通知）、第16条第2項（保有個人データの不開示等に関する通知）、

第17条第2項（保有個人データの訂正等に関する通知）又は前条第2項（保有個人データの利用停止等に関する通知）の規定により、本人から請求を受けた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（開示等の請求に応じる手続）

第20条 第15条第2項（保有個人データの利用目的の通知の求め）、第16条第1項（保有個人データの開示の請求）、第17条第1項（保有個人データの訂正等の請求）又は第18条第1項（保有個人データの利用停止等の請求）の規定による請求（以下この条において「開示等の請求」という。）を行う者は、開示等の請求を行う旨及びその内容を記載した書面を理事長へ提出するとともに、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 一 開示等の請求をする者が本人である場合は、本人であることを示す書類
- 二 開示等の請求をする者が未成年者、成年被後見人の法定代理人若しくは開示等の請求をするにつき本人が委任した代理人である場合は、代理人であることを証する書類

（手数料）

第21条 第15条第2項（保有個人データの利用目的の通知の求め）及び第16条第1項（保有個人データの開示の請求）に規定する開示等に当たっては、必要に応じて手数料を徴収するものとし、当該手数料は別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する手数料の納付は、現金支払又は振込によるものとする。ただし、送料については、郵便切手によることができるものとする。

（苦情の処理）

第22条 本土地改良区は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

- 2 前項の目的を達成するために、苦情の適切かつ迅速な処理は、個人情報保護管理者が担当するものとする。

（法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応）

第23条 本土地改良区は、本土地改良区が取り扱う個人情報（本土地改良区から委託を受けた者が取り扱うもの及び、本土地改良区が委託を受けて取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次の対処を実施するものとする。

- 一 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
理事長に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。
- 二 事実調査、原因の究明
事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その

原因究明にあたる。

三 影響範囲の特定

前号の規定で把握した事実関係による影響がどれほど及ぶのか、その範囲を特定する。

四 再発防止策の検討・実施

第2号の規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

五 影響を受ける可能性のある本人への連絡及び公表等

個人データの安全管理について法違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人に連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、事実関係、再発防止策等について、速やかに公表する。

六 関係行政機関への報告

次の事項に該当する場合には、事実関係及び再発防止策等について、直ちに、個人情報保護委員会に報告するものとする。

- (一) 土地改良区が保有する個人データの漏えい、滅失又は毀損
- (二) 上記事項のおそれ

なお、個人情報保護委員会に報告した場合には、その旨長野県及び関東農政局に報告する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記（第9条第2項関係）

※以下の安全管理措置については、個人情報保護ガイドラインを参考として、土地改良区において講じることができる措置を記載すること

組織的安全管理措置	1 事務局を個人情報取扱事務担当者（以下、事務担当者という。）とする 2 事務担当者は、個人データの「取得」「利用」「保存」「提供」「削除」「廃棄」又は委託処理等個人データの取扱う業務に従事する際、法令、個人情報保護ガイドライン、本規程及び個人情報保護管理者の指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払って業務を行う。 3 事務担当者は、本規程に基づく運用状況確認するため、以下の項目につき、記録簿を整備する。 (例) ・個人情報データベース等の利用・出力状況 ・個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況 ・個人情報データベース等の削除・廃棄の状況 4 事務担当者は、関係法令等、個人情報保護ガイドライン、本規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに個人情報保護管理者に報告する。
人的安全管理措置	1 個人情報保護管理者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務担当者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する。 2 事務担当者は、個人情報保護管理者が主催する本規程を守るための教育を受けなければならない。
物理的安全管理措置	1 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記録された書類等を施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。 2 個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する。 3 個人データが記載された書類等を廃棄する場合、

	焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段を採用する。
技術的安全管理措置	1 個人情報データベース等への不要なアクセスを防止するため、個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者は次のとおり限定する。 ・（例:機器名）及び（従業者） 2 個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態にする。 3 メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合には、当該ファイルへのパスワードを設定する。

別表（第21条関係）

	書面の交付による場合	口頭・電話による場合	ファクシミリ・電子メールによる場合
第15条第2項 （利用目的の通知の求め）	20円及び送料	無料	20円
第16条第1項 （保有個人データ等の開示の請求）	用紙1枚につき 20円及び送料	—	用紙1枚につき 20円（注）

（注）ファクシミリ・電子メールによる通知等は、開示等の請求を行った者が同意した場合に限る。

長野県神川沿岸土地改良区役職員給与及び 旅費支給規程

第1章 総 則

第1条 この土地改良区の役員、係及び委員、総代、職員に関する給与及び旅費の支給は、この規程の定めるところによる。

第2章 給 与

第1節 役 員

第2条 役員には、別表第1に定めるところの報酬を支給する。

2 役員が月の途中において辞職又は解任となった場合には、その月の報酬は日割計算により支給する。ただし、1ヵ月に満たないときは支給しない。

第3条 役員の報酬及び総代の手当は総代会できめる。

第4条 役員が事務又は調査のために出張したときは、長野県条例（一般職の職員の旅費に関する条例）（昭和29年条例第45号）の規定を準用する。

2 役員が会議に出席したときは、前項の規定にかかわらず1回につき3,000円の手当を支給する。

3 参与が会議に出席したときは、前項の規定を準用する。

第2節 係及び委員

第5条 職員及び委員が会議又は事務のために出張したときは、長野県条例（一般職の職員の旅費に関する条例）の規定を準用する。

第3節 総 代

第6条 総代には年額8,000円の手当を支給し、また、会議に出席したときは1日6,000円、半日につき3,000円の手当を支給する。

第4節 職 員

第7条 職員の棒給（初任給、昇給を含む。）は、理事会の承認を得て理事長がこれを定める。ただし、月の中途において退職又は解職となったときは、その棒給は日割計算とする。

第8条 職員には扶養手当、超過勤務手当及び通勤手当を支給する。

2 前項に掲げる手当の額は、長野県条例（一般職の職員の給与に関する条例）

(昭和27年条例6号)の規定を準用する。

第9条 職員の前条に掲げる手当以外の手当の支給については、長野県条例（一般職の職員の給与に関する条例）（昭和27年条例6条）の規定を準用する。

第10条 棒給、扶養手当、超過勤務手当、通勤手当は長野県条例（一般職の職員の給与に関する条例）（昭和27年条例6条）及びこれに係る規程を準用して支給する。

第11条 常勤の臨時職員（以下この条において「職員」という。）の期末手当は、毎年予算に定めた額を6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員に対し支給する。基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員についても同様とする。ただし、職員の職務上の過失、又は不都合なる行為に起因して退職又は解雇された者に対してはこの限りではない。

2 期末手当の額は基準日現在において職員が受けるべき給料の月額合計額に別表第2の支給率を乗じて得た額とし、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月100分の100

(2) 5か月以上6か月未満100分の80

第12条 雇用については、第7条から前条までの規定を準用する。ただし、臨時に雇入れる場合には、日給とする。その額は、予算の範囲内で理事長が定める。

第13条 職員の退職又は解職に当たっては、退職給与金を支給する。ただし、その額は、別に定める。

2 退職給与に充てるため退職給与引当金を設ける。

第14条 役員、係、委員、総代及び職員が土地改良区の事業のため出張した場合には、長野県条例（一般職の職員の給与に関する条例）（昭和27年条例6条）及びこれに係る規定を準用して支給する。

第3章 補 則

第15条 この規程の第3条以外の改廃は、理事会の議決によって行う。

附 則

1 この規程は、昭和27年8月23日から適用する。

2 この改正の規程は、昭和38年4月1日から施行する。

3 この改正の規程は、昭和48年4月1日から施行する。（改正条項第4条2項、第6条1項及び別表第2日当、宿泊料、陸路）

4 この改正の規程は、昭和49年4月1日から施行する。（改正条項第6条1項総代手当、別表第1役員報酬）

5 この改正の規程は、昭和51年4月1日から施行する。（第4条2項、第6条

- 1 項及び附表第2日当及び陸路（旅費）
- 6 この改正の規程は、昭和58年4月1日から施行する。（第6条及び別表第1報酬「年額」）
- 7 この改正の規程は、平成5年4月1日から施行する。（第4条1項、第5条並びに別表第1報酬及び旅費）
- 8 この改正の規程は、平成9年4月1日から施行する。（第2条1項の別表第1報酬）
- 9 この改正の規程は、平成16年4月1日から施行する。（第8条、第10条、第13条）
- 10 この改正の規程は、平成24年5月31日から施行する。
- 11 この改正規約は、令和5年4月1日から施行する。（第3条、第11条、第3章補則、第15条）
- 12 この改正の規程は、令和7年4月1日から施行する。（第2条、別表第1）

別表第1（第2条関係）

役員報酬

役 名	報 酬（年額）	支 給 日	備 考
理 事 長	33万円	6 か月毎	9 月 ・ 3 月 末 日
副 理 事 長	9 万円		
会 計 担 当 理 事	8 万円		
総 括 監 事			
理 事	6 万円		
監 事			
顧 問	1 万円		

別表第2（第11条関係）

期末手当支給表

基 準 日	6月1日	12月1日	合 計
支 給 日	6月20日	12月10日	
期 末 手 当 率	100分の100	100分の100	100分の200

長野県神川沿岸土地改良区職員退職給与金 積立管理及給与規程

第1章 積立及び管理

(積立金)

第1条 職員(常勤の嘱託職員及び臨時職員を含む。)の退職給与金に充てるため、次の各号に掲げるものをこの積立金として積立てする。

- 一 毎年度第7条の規定により算出した予算をもって定めた金額
- 二 この積立金より生ずる収入
- 三 指定寄付金
- 四 その他理事会において積立てることを認めたもの

第2条 前条の積立金で、この規程による給与の支給ができない場合の不足額は、一般会計から直接支給するものとする。

2 引当積立金の要件を満たさないものについては、会計基準適用初年度から5年以内に取り崩さなければならない。

(積立金の管理)

第3条 積立金の管理については、退職給与金要支給額台帳に記載しなければならない。

第4条 退職給与積立金は、総代会で定めた金融機関に預け入れて保管する。

第5条 退職給与積立金は、この土地改良区の一般会計に不足が生じた場合においては、理事会の承認を経て一時流用することができる。ただし、当該年度内にこれを戻入しなければならない。

第2章 給 与

(給与の原則)

第6条 この改良区の職員であって勤続1年以上で退職又は死亡したときは、この規程の定めるところにより退職給与金を支給する。

(給与金の額)

第7条 退職給与金は、本人の退職当時の本俸月額に対して別表の定率を乗じた額とする。

2 常勤の嘱託職員及び臨時職員の退職給与金については、勤続年数により別表2の額とする。

(勤続期間)

第8条 勤続年数は、就職の月から起算し、退職又は死亡の月をもって終わる。ただし、1年未満の期間は、切捨てる。

第9条 業務上の疾病による特別休暇の場合に限り、その休職期間は、これを勤続年数に通算する。

(職員が死亡の場合の給与)

第10条 在職中死亡した場合の退職給与金は、その遺族又は本人の死亡の当時その収入によって生計を維持したものに対して支給する。

2 前項の場合、退職給与金の外に理事会の承認を得て弔慰金を支給することができる。

第3章 補 則

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

附 則

1 この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

3 この改正の規程は、令和2年4月1日から施行する。(第1条、第7条及び別表2)

4 この改正の規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第7条第1項関係)

(単位：円)

勤続年数	支給倍率	勤続年数	支給倍率	勤続年数	支給倍率
1年	0.60	11年	8.88	21年	22.20
2年	1.20	12年	9.76	22年	23.40
3年	1.80	13年	10.64	23年	24.60
4年	2.40	14年	11.52	24年	25.80
5年	3.00	15年	12.40	25年	33.75
6年	4.50	16年	13.28	26年	35.25
7年	5.25	17年	14.16	27年	36.75
8年	6.00	18年	15.04	28年	38.25
9年	6.75	19年	15.92	29年	39.75
10年	7.50	20年	21.00	30年	41.25

備考 勤続数30年を超えるものにあつては、1年につき1.5を支給倍率に加算するものとする。

別表 2 (第 7 条第 2 項関係)

(単位：円)

勤続年数	支給額	勤続年数	支給額	勤続年数	支給額
1 年	16, 667	11年	183, 333	21年	350, 000
2 年	33, 333	12年	200, 000	22年	366, 667
3 年	50, 000	13年	216, 667	23年	383, 333
4 年	66, 667	14年	233, 333	24年	400, 000
5 年	83, 333	15年	250, 000	25年	416, 667
6 年	100, 000	16年	266, 667	26年	433, 333
7 年	116, 667	17年	283, 333	27年	450, 000
8 年	133, 333	18年	300, 000	28年	466, 667
9 年	150, 000	19年	316, 667	29年	483, 333
10年	166, 667	20年	333, 333	30年	500, 000

備考 勤続数30年を超えるものにあつては、1年につき2万円を加算するものとする。

長野県神川沿岸土地改良区役員等慶弔に係る内規

土地改良区の役員及び総代並びに改良区に係る堰等管理組合長について、業績等が特に顕著であった者に対し表彰又は感謝状を贈る。

又、傷病による入院、死亡等の場合、この内規の定めるところにより見舞金及び弔慰金を贈る。

1 業績が特に顕著であった者に対する表彰又は感謝状は必要に応じて理事会で協議する。

1 の 2 勤続12年以上の役員には退任時に感謝状及び記念品を贈る。

2 傷病による入院又は死亡

(1)役員 (理事及び監事)

① 傷病による入院療養14日以上るとき

見舞金 5,000円

② 死亡したとき

香 料 10,000円

生 花 15,000円位(半対)

(2)総代並びに改良区に係る堰等管理組合長

① 傷病による入院療養14日以上るとき

見舞金 3,000円

② 死亡したとき

香 料 5,000円

(3)お返しは頂かない

3 この内規に定めのない場合、必要に応じて理事会で協議して対応するが、理事会を招集することが出来ない場合は、理事長がこれを処理することが出来る。

4 附 則

この内規は平成9年4月16日から適用する。

この内規は平成16年2月16日から適用する。

長野県神川沿岸土地改良区職員の任免、服務 並びに就業に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、長野県神川沿岸土地改良区の規約に定めるもののほか職員の、任免、服務並びに就業に関する事項を定めることを目的とする。

(事務分掌)

第2条 職員は理事長の命により、係及び委員会規程に規程する事務に従事する。

(任 免)

第3条 職員の任免は、理事会の承認を得て理事長がこれを行う。

(服 務)

第4条 すべて職員は、この土地改良区の不利益となるようなことは避け、秩序を守り、所属土地改良区の組合員に対し懇切丁寧を旨とし、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第5条 職員は職務を遂行するに当たっては、法令、定款、規約及び諸規程に従い、事務に専念し、かつ上司の職務上の命令に忠実でなければならない。

第6条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は土地改良区の不名誉となるような行為をしてはならない。

第7条 職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務執行のために用い、この土地改良区がなすべき責を有する職務のみ従事しなければならない。

第8条 職員は、疾病又は事故のために出勤することが出来ない場合には出勤の時刻までに、その他の事由により遅刻又は早退する場合には、事前にその事由を託して理事長に届け出なければならない。

第9条 職員は、その事務所より退任する場合には、その保管する書類及び物品を整理し、所定の場所に収蔵しなければならない。

第10条 職員は、解職若しくは辞職又は分掌替えの場合には、その担当事務を後任者に引き継ぐものとする。

第11条 職員は、住所及び印鑑を理事長に届け出るものとする。当該届け出に係る住所を変更し、又は改印した場合についても同様とする。

第12条 職員は、出張しようとする場合には、出張命令簿に記載の上、理事長の決裁を受けなければならない。

第13条 職員は、出張から帰所した場合には、その要領を記載した書面をもって理事長に復命しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭をもって復命することができる。

(退 職)

第14条 職員が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その日を退職の日とし、職員の身分を失う。

- (1) 退職を願い出て理事長が承認したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 期間の定めのある雇用が満了したとき
- (4) 懲戒解雇されたとき

(退職願)

第15条 職員が退職しようとする場合は、少なくとも14日前までに退職願を、理事長に提出しなければならない。

なお、退職の予定が生じた者は緊急の場合を除いて、5か月前までに口頭等で理事長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定により退職願を提出したものは、理事長の承認があるまで従前の事務に服さなければならない。

(休 暇)

第16条 理事長は職員に休暇を与えることができる。

- 2 休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。
- 3 有給休暇とは、理事長の承認を得て正規の勤務時間中に給与の支給を受けて勤務しない時間をいう。
- 4 無給休暇とは、理事長の承認を得て正規の勤務時間中に給与の支給を受けないで勤務しない時間をいう。

(休暇の種類)

第17条 前条第2項により職員に与えられる有給休暇の種類は次のとおりとする。

- 一 年次休暇
- 二 療養休暇
- 三 特別休暇

(年次休暇)

第18条 前条第1号の年次休暇は、1年に20日とする。

- 2 2月以降において新たに採用された職員のその年の年次休暇の日数は次のとおりとする。

採用された月	年次休暇	採用された月	年次休暇	採用された月	年次休暇
2月	18日	6月	12日	10月	5日
3月	17日	7月	10日	11月	3日
4月	15日	8月	8日	12月	2日
5月	13日	9月	7日		

3 年次休暇は、1日又は半日、若しくは1時間を単位として与えることができる。

(療養休暇)

第19条 療養休暇は、職員が次表左欄に掲げる事由に該当する場合において、同表右欄に掲げる期間とする。

事 由	期 間
1 負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）	90日（結核性疾患の場合にあつては180日）をこえない範囲内において最小限度必要と認める日又は時間。 ただし、公務上の負傷又は疾病にあつては3年までこれを延長することができる。
2 職員の分娩	分娩の予定日前6週間目（多胎妊娠の場合にあつては14週目）に当たる日から分娩の日後8週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間
3 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理日	その都度、必要と認める期間

2 前項の期間の計算については、その期間中に勤務を要しない期間及び日並びに休日を含むものとする。

(特別休暇)

第20条 特別休暇は、職員が左欄に掲げる事由に該当する場合において同表右欄に掲げる期間とする。

事 由	期 間
1 伝染病予防法（明治39年法律第36号）による交通遮断又は隔離、並びに家畜伝染予防法（昭和26年法律第166号）による通行遮断	その都度、必要と認める期間
2 風水害震火災その他非常災害による交通遮断	上に同じ
3 風水害震火災その他非常災害による職員の現住居の滅失又は破損	上に同じ
4 その他交通機関の事故等不可抗力による場合	上に同じ
5 選挙権その他公民権としての権利の行使	上に同じ
6 生後満1年に達しない生児を育てる職員でその生児を育てる場合	上に同じ
7 鑑定人又は参考人として、裁判所又は他の官公署への出頭	上に同じ
8 忌引 死亡した者 配偶者 父母、父母の配偶者又は配偶者の父母 子、子の配偶者又は配偶者の子 祖父母 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 おじ又はおば おじ又はおばの配偶者 配偶者のおじ又はおば 孫	10日 7日 7日 3日（職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日） 3日 3日 1日（職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日） 1日 1日 1日
9 職員の結婚	5日間をこえない範囲内で必要と認める期間
10 その他理事長が定める場合	理事長が定める期間

2 前項の期間の計算については、前条第2項の規定を準用する。

(休暇の承認)

第21条 職員は休暇を得ようとするときは、あらかじめその事由及び期間を文書で理事長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、風水害、火災その他緊急止むを得ない場合はこのかぎりでない。

(診断書、証明書等の提出)

第22条 職員は療養休暇及び特別休暇の承認を得ようとする場合において、その休暇の期間が引き続き7日を越えるものであるときは、医師の診断書その他勤務することができない事由を証明する書類と併せて提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

定款・規約・諸規程集

令和 8 年 4 月 1 日 発行

編 集 長野県神川沿岸土地改良区

印 刷 田 口 印 刷 株 式 会 社

386-0004 長野県上田市殿城 4 2 5-1

TEL. 0 2 6 8-2 2-0 6 8 0
